

# *Student Handbook 2025*

*University of the Sacred Heart, Tokyo*

"Ubi Caritas, ibi Deus" will take on new meaning as you go forth to meet the daily challenges life offers you. Our shaken, suffering, anxious world needs your open-armed charity, your tireless service, and your firm conviction that all things are possible when

Love is the meaning.

*E. J. Bill*  
S.H.T.

聖心女子大学校歌  
若いいのちよ

團 伊玖磨 作曲

はばたけ、若い生命よ

未来へ道をひらけ、

正義にねざした平和の道を。

ウビ カリタス (Ubi Caritas)

イビ デウス (Ibi Deus)

ゆけ 若い生命よ

真理を求めて あゆみつつけよ。

道に愛の火をもえたたせよ。

聖心の光は（導く）

道ゆく人のうえに。

明るく照らす、聖心の火は。

ウビ カリタス (Ubi Caritas)

イビ デウス (Ibi Deus)

※大学公式WEBサイト

<https://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/song-badge/>  
で、グリークラブ合唱による校歌を聴くことができます。同ページから楽譜もダウンロードできます。

## 聖心女子大学の理念



### 聖心会創立者

聖マグダレナ・ソフィア・バラ  
(1779～1865)

聖心女子大学は、マグダレナ・ソフィア・バラが1801年にフランスで創立した聖心女子学院の教育理念に基づいて、設立された大学である。その教育理念は、一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めることにある。この精神（「せいしん聖心スピリット」）は、世界各地の聖心姉妹校に共通するものである。

本学は、この建学の精神に基づき、

- ・ 高度な学術的・専門的知識の探究を通じ、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力を養い、それにより高められる豊かな教養を備えた人間を育成する。
- ・ 個としての自己を確立し、かつ地球を共有する人類の一員として世界を視、人々と交わり、そしてこれらの重要な関心事に自ら関わることでできる広い視野、感受性、柔軟性および実践的な行動力を持つ人間を育成する。
- ・ 社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力を持ち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する。

この目標を実現するために、大学・教職員・学生・卒業生は、一体となって聖心の教育コミュニティーを形成する。大学および教職員は常に研究・教育水準の向上に努め、学生および卒業生は、その育まれた資質や成果を、在学時に培われた「聖心スピリット」とともに広く社会に還元できるよう、それぞれにおいてその責任と積極性が求められるものである。

※この「聖心女子大学の理念」は、1996年、建学の精神を現代社会に有効に機能させるため、本学創立50周年記念事業の一環として作成、確定されたものです。

# 初代学長から学生へのメッセージ

(表紙：初代学長自筆の手紙)

UBI CARITAS, IBI DEUS



“愛といつくしみのあるところに神います”との聖心のモットーは、人生が日々投げかける挑戦に立ち向かうあなたたちに、新しい意味を与えることでしょう。揺れ動き、苦しみ、悩んでいる現代の世界には、あなたたちの惜しみない愛とたゆまぬ奉仕とそして、愛が意味を持つとき全ての事が可能になるという強い確信が必要とされているのです。

エリザベス・T. ブリット r.s.c.j.

(1897～1967)

※r. s. c. j. は Religieuse du Sacre Coeur de Jesus (聖心会修道女)

## マーテル・アドミラビリス（感ずべき御母）



「マーテル・アドミラビリス」と名づけられた聖母マリアの絵の原画は、ローマ市内のスペイン広場にあるトリニタ・ディ・モンティの修道院の壁画で、19世紀半ば頃、一修道女によって描かれたものです。この聖母像は、学院の創立者、聖マグダレナ・ソフィア・バラが目指した女性の理想像を表すものとして親しまれてきました。

1801年、フランスのアミアン市に最初の聖心女子学院が創立されて以来、いまや世界各国に広がっている聖心女子学院のどの姉妹校を訪れても、必ずこの聖画を見ることができ、その創立者の教育理念の精神を伝えています。

この絵は、「希望」のある未来を示すあけぼのを背景に、ふと手仕事をやめて、心を神に捧げる若き聖母マリアの姿です。バスケットの上に伏せられた読みかけの本によって示される「学問」への関心、手にする糸紡ぎ機に表される労働の貴さ……ここに祈り、考え、働くという基本的な人間の生きる姿勢が描かれています。また傍らに咲くユリの花は「清純」の徳を表します。神を信頼して生きた聖母マリアのように、命をはぐくみ、大切にし、神と人への愛にこたえていく女性の品位と使命を象徴しています。

# 聖心女子大学の学生支援方針

本学の教育理念である「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）」に基づき、少人数制の大学が持ちうるアットホームな環境という利点を最大限に生かし、一人ひとりの学生の個性と状況に応じたきめ細かな学生支援を行うことを基本とする。

学生が安心して学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように手厚い支援体制を構築し、学生の自主性を尊重しながら、学生が自立した判断力と自分の意見を発信する力を身につけ、他者と協力して社会に貢献し、自らの生き方を確立していくことができるように支援を進める。

## ○修学支援の方針

1. 学生が主体的に自らの学修計画を立案し実行できるように支援体制を整備する。
2. 障がいのある学生への支援体制を整備する。
3. 経済的支援を必要とする学生が安心して学修に専念できるように支援体制を整備する。
4. 留年、休学、退学に結びつきやすい学生の単位不足や欠席の多さ等の兆候を早期に発見し、適切に対応しうる体制を整備する。
5. 留学制度・海外語学研修制度等を充実させ、学生が広く国際的視野を培えるように支援体制を整備する。
6. 個々の学生の学修状況を把握し、1年次センター、各学科・専攻において面談を行うなど適切な修学指導体制を整備する。

## ○生活支援の方針

1. 学生が安心して学修に専念できるように学内の安全を確保するとともに、充実した学生生活を送ることができるように生活環境と学修環境を整備する。
2. 学生が心身の健康を維持・増進できるように、一人ひとりに対応する指導相談機能を充実させ、個人としての自立を支援する。
3. さまざまなボランティア活動やクラブ活動・委員会活動を通して、人間性と社会性を培う機会と場所を積極的に提供する。

4. 学内におけるハラスメント防止と人権問題に対する意識を高めるための支援体制を整備する。
5. 学寮生の自立ある生活環境・学修環境を整備・支援するとともに、留学生との交流を深めグローバルマインドを醸成する。

#### ○キャリア支援の方針

1. 女性が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける力を身につけることができるように支援体制を整備する。
2. 一人ひとりの適性、能力、希望に合わせた個別のキャリア相談の充実と向上を図るよう支援体制を整備する。
3. 1年次生から大学院学生まで、各学年において多様なキャリアガイダンス・キャリア講座等を設けて、一人ひとりが適切な進路を選択できるように支援体制を整備する。
4. 女性が積極的に社会に参加し有意義な社会貢献ができるよう、国内外のさまざまな社会貢献・国際貢献の機会と場所を提供し、経験に根ざした豊かな人間性と共生の精神を培う支援を行う。

# 「学生生活ハンドブック2025」

## 利用ガイド

|   | こんな時                                     | ここへ                         | 参照頁   |
|---|------------------------------------------|-----------------------------|-------|
| あ | アルバイトをしたい                                | 学生生活課                       | 32    |
|   | いやがらせ(ハラスメント)を受けた                        |                             | 54    |
|   | エレベーターを使用したい(サポートカード)                    | 保健センター                      | 60    |
|   | 落し物をした(または拾った)                           | 学生生活課                       | 36    |
|   | オフィスパワー(窓口取扱時間)を知りたい                     |                             | 5     |
| か | カウンセリングを受けたい                             | 学生相談室                       | 61    |
|   | 課外活動(委員会・クラブ・同好会等)について知りたい               | 学生生活課                       | 12    |
|   | 学生サポート制度を受けたい                            | 修学支援コーディネータールーム<br>(学生相談室内) | 8     |
|   | 学生証を紛失した・再発行してほしい                        | 学生生活課                       | 15    |
|   | 学内の施設(教室・テニスコート・体育館等)を使用したい              | 学生生活課                       | 62    |
|   | 学費等の納入期限について知りたい                         | 学生生活課<br>財務課                | 27    |
|   | 学割証(JR)がほしい                              | 自動発行機(3号館2階)<br>学生生活課       | 17・20 |
|   | 家計が苦しくなった                                | 学生生活課                       | 28    |
|   | カトリック典礼(ミサ)について知りたい                      | マグダレナ・ソフィアセンター              | 12    |
|   | 身体(からだ)の具合が悪くなった(健康相談を含む)                | 保健センター                      | 60    |
|   | 休学したい                                    | 学生生活課                       | 21    |
|   | 教員採用試験対策講座・公務員講座・<br>就職活動対策各種講座等について知りたい | キャリアセンター                    | 12    |
|   | 教室等の場所を知りたい                              |                             | MAP   |
|   | ケガをした                                    | 保健センター<br>学生生活課             | 30・60 |
|   | 健康診断証明書がほしい                              | 自動発行機(3号館2階)<br>保健センター      | 20・60 |
|   | 交換・推薦留学および認定留学について知りたい                   | 国際センター                      | 12    |
|   | 公欠届の提出                                   | 教務課                         | 履修要覧  |
|   | 交通機関が不通になった                              | 学生生活課                       | 7     |
|   | 個人情報の保護について知りたい                          |                             | 39    |
|   | コピー機を使用したい                               | 学生生活課                       | 63    |



## 学生の基本ルール

### 掲示板

学生への連絡事項はSophieで連絡します。  
毎日必ずSophieの掲示板を確認してください。

### 学外からの呼び出し・問い合わせ

学外からの呼び出しや伝達には原則として応じません。また、電話による掲示内容その他についての問い合わせにも応じません。

※大学からの緊急連絡については、7ページを参照してください。

|   | こんな時                        | ここへ                   | 参照頁  |
|---|-----------------------------|-----------------------|------|
| さ | 災害(地震・火災等)が発生した(またはその恐れがある) |                       | 7・57 |
|   | 在留資格・期間について知りたい(外国人留学生)     | 国際センター                | 12   |
|   | 住所・電話番号(本人・保証人)が変わった        | 学生生活課                 | 15   |
|   | 奨学金を受けたい                    | 学生生活課                 | 28   |
|   | 証明書がほしい                     | 自動発行機(3号館2階)<br>教務課ほか | 20   |
|   | 食堂を利用したい                    |                       | 64   |
|   | ソーシャルメディアの利用について            | 学生生活課                 | 43   |
|   | 卒業後の進路(就職・進学等)について相談したい     | キャリアセンター              | 12   |
| た | 退学したい                       | 学生生活課                 | 22   |
|   | 大学グッズ・文房具・日用品等を購入したい        | 宮代ショップ                | 65   |
|   | 短期留学について知りたい                | 国際センター                | 12   |
|   | 通学経路を変更したい                  | 学生生活課                 | 15   |
|   | 通学定期券を購入したい                 | 学生生活課                 | 16   |
|   | 盗難に遭った                      | 学生生活課                 | 36   |
|   | 図書館を利用したい                   | 図書館                   | 12   |
|   | TOEFLテストを受けたい               | 国際センター                | 12   |
| な | 名前(本人・保証人)が変わった             | 学生生活課                 | 12   |
|   | 悩みごとの相談をしたい(学業・進路・人間関係等)    | 学生相談室ほか               | 61   |
| は | パソコン(インターネット)を使用したい         | 情報企画推進課               | 12   |
|   | 復学したい                       | 学生生活課                 | 22   |
|   | 防災上の心得を知っておきたい              |                       | 57   |
|   | ボランティア活動およびNGO・NPOについて知りたい  | マグダレナソフィアセンター         | 12   |
| ま | マス・メディアでの活動について相談したい        | 学生生活課                 | 42   |
| ら | 履修について相談したい                 | 教務課                   | 履修要覧 |
|   | 留学したい                       | 国際センター                | 12   |
|   | ロッカーを使用したい                  | 学生生活課                 | 65   |

どこに行けばよいか分からない時は、まず学生生活課へ

# 学生生活ハンドブック 2025 目次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 聖心女子大学の理念            | i   |
| 初代学長から学生へのメッセージ      | ii  |
| マーテル・アドミラビリス(感ずべき御母) | iii |
| 聖心女子大学の学生支援方針        | iv  |
| 利用ガイド                |     |

## I 基本事項

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 聖心女子大学における学生生活                              | 2  |
| 授業時間・オフィスアワー                                | 5  |
| 交通機関の大幅な乱れを伴う災害・交通ストライキや、<br>感染症などの場合の休講・休校 | 7  |
| 学生サポート制度                                    | 8  |
| 修学支援コーディネーター                                | 9  |
| 教育組織                                        | 10 |
| センター・事務組織等                                  | 11 |
| 各部署・研究室案内                                   | 12 |

## II 諸手続・証明書

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 証明書の発行、各種の申請、願出、届出、手続き       | 15 |
| 学籍の手続き(学部)                   | 21 |
| 学籍の手続き(大学院)                  | 24 |
| 学費(授業料等納付金)                  | 27 |
| 奨学制度と教育ローン                   | 28 |
| 保険(学生教育研究災害傷害保険等)            | 30 |
| アルバイトについて                    | 32 |
| 褒賞制度・東京国立博物館「キャンパスメンバーズ」について | 34 |

### Ⅲ 安全な学生生活

|                        |    |
|------------------------|----|
| 安全な学生生活（遺失物・拾得物・悪徳商法等） | 36 |
| 個人情報の保護について            | 39 |
| 個人の活動（マス・メディアでの活動）     | 42 |
| ソーシャルメディア扱いのガイドライン     | 43 |
| SNS 利用の注意              | 50 |
| ハラスメント相談の手引き           | 54 |
| 防災（非常時の行動）             | 57 |

### Ⅳ 施設の利用

|            |    |
|------------|----|
| 保健センター     | 60 |
| 学生相談室      | 61 |
| 施設の利用      | 62 |
| グローバル共生研究所 | 65 |

### Ⅴ 付録 Diary & Map

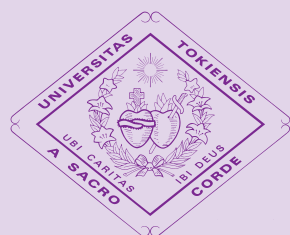
2025 年度 年間予定表  
聖心女子大学（構内図・見取図）

#### ◆『学生生活ハンドブック 2025』についてのご意見・ご感想◆

学生の皆さんにとってより便利なハンドブックを作成するために、  
以下アンケートへご協力ください。

<https://forms.gle/XwNW7sX9HTnScXiEA>





# I 基本事項

## 聖心女子大学における学生生活

皆さんは聖心女子大学という一つの共同体に属しています。もとより個人の自由や尊厳は尊重されなければなりませんが、人間が集まるところでは一定のルールのもとに社会生活を送らなければならないように、ここでの学生生活にも適用されている一定のきまりがあります。この『学生生活ハンドブック 2025』と『履修要覧 2025』を参照してください。

以下は、その中でも特に基本的な生活上のルールです。

### 1. 学内での飲食

飲食をする際は、学生食堂、1号館1階レクリエーションルーム、1年次センター、3号館4階テラス、4号館オープンスペース、BE \* hive を利用してください。

各教室（メディア学習支援センターを除く）および宮代ホールロビーは、授業時間中および課外活動団体使用中を除いて飲食可です。ただし飲食した後のごみは所定のごみ箱に捨て、机や椅子を移動した時は、もとに戻してください。

### 2. 喫煙

構内は全面禁煙です（加熱式たばこ・電子たばこ・その類似品を含む）。

### 3. 飲酒

構内での飲酒は、一切禁じられています。

### 4. 携帯電話の使用

携帯電話および携帯端末は、授業中は必ず電源を切り、それ以外でも他人の迷惑とならぬように使用してください。

## 5. 電話による問い合わせ・取り次ぎ

学生への通知、連絡、個人呼び出し等は教学支援システム Sophie によって行います。電話による掲示内容その他についての問い合わせには応じません。必要な情報を得るためには自ら掲示を確認するようにしてください。また、外部からの電話による個人的な取り次ぎ、学生の呼び出し等にも応じません。

## 6. ゴミの分別・節電等

ゴミは可燃物、プラスチック、資源（ビン・缶など）、ペットボトルに分別して学内の回収箱に捨ててください。分別された資源ゴミ等はリサイクルされます。学内の回収箱では対応しないものは、各自持ち帰って処分してください。

また、日ごろから教室等の節電を心がけるなど、資源利用の無駄を省く努力をしてください。自分が最後に教室等を出るときは必ず電気およびエアコンを消すようにしてください。

## 7. 自動車等による通学

自動車、バイクおよび自転車による通学は原則として認めていません。したがって、構内（インターナショナルスクール構内を含む）はもとより、大学の周辺であっても乗り入れをしたり、駐車・駐輪をしたりすることは一切できません。

ただし、やむを得ない事情のある方は、学生生活課に相談してください。

## 8. 安否確認

大規模地震などの緊急事態が発生した場合、学生のみなさん全員の安全を確認する手段として安否確認メールを各自の持つ @u-sacred-heart.ac.jp メールアカウントに送信します。所定の項目に入力し回答ください。

## 9. 学則

学則、大学院学則には重要事項が記載されています。『履修要覧』、大学公式WEBサイト <http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/gakusoku.html> 等で必ず確認してください。

## 10. 服装

本学には制服があり、式服として位置づけています。入学式、卒業式、謝恩会  
その他大学行事には着用を義務づけています。



制服を着る際は、必ず上着の左襟に校章を付け、  
・ 白ブラウス（本学所定のもの或いは無地）  
・ ベージュのストッキング  
・ 黒パンプス（プレーンなもの・スニーカー不可）

を着用してください。スカートスーツかパンツスーツかを選べます。

スカート丈の標準は、膝頭が隠れる程度の長さです。極端に丈の短いものは避けてください。平常は制服を着用しなくても構いません。ただし、流行に左右されず本学の学生らしい品位ある服装を心がけてください。特に露出の多い服装は授業を受ける学生としてはふさわしくありませんので避けてください。

修理・追加購入に関する問い合わせ先：

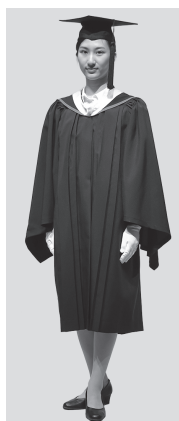
三越伊勢丹 学生服 お問合せセンター

電話：0570-087789（受付時間：午前 10 時～午後 6 時／休業日：12/30～1/3）

「よくあるご質問」「お問合せフォーム」につきましては

下記 URL・右記二次元コードよりお問合せください

<https://www.isetan.mistore.jp/common/school/faq.html>



卒業式およびトーチライトプロセッション※の際は、制服の上にキャップ、ガウン、フードのアカデミックコスチュームを着用します。（キャップは、房が左前で、床と平行になるようにかぶります。）

※トーチライトプロセッションとは、聖心女子大学独自の伝統的な行事で、創立当時から守られてきたものです。トーチは本学の「伝統の灯火」という意味とキリスト教的側面における「ともしび」の意味があります。卒業していく 4 年生から在學生に伝統の灯を引き継ぎます。

## 授業時間・オフィスアワー

### 授業時間

#### 通常

|       |             |
|-------|-------------|
| 1 時 限 | 9:00～10:40  |
| 2 時 限 | 10:50～12:30 |
| 昼休み   | 12:30～13:30 |
| 3 時 限 | 13:30～15:10 |
| 4 時 限 | 15:20～17:00 |
| 5 時 限 | 17:10～18:50 |

#### 定期試験時

|       |             |
|-------|-------------|
| 1 時 限 | 9:00～10:40  |
| 2 時 限 | 10:55～12:35 |
| 昼休み   | 12:35～13:30 |
| 3 時 限 | 13:30～15:10 |
| 4 時 限 | 15:25～17:05 |
| 5 時 限 | 17:20～19:00 |

### 学生生活課オフィスアワー（窓口取扱時間）

|       | 通常                        | 夏期休暇期間                    | 冬期休暇期間 |
|-------|---------------------------|---------------------------|--------|
| 月～金曜日 | 9:00～11:30<br>12:30～17:00 | 9:00～11:30<br>12:30～16:00 | 閉室     |
| 土曜日   | 9:00～12:00                | 閉室                        | 閉室     |

- 日曜・祝日は、原則として窓口取扱はありません。
- 大学行事など特別の事情や、学生の夏期・冬期休暇期間中など、上記オフィスアワーは変更されることがあります。オフィスアワーの変更は、そのつど掲示により通知します。
- 各部署オフィスアワーの詳細は、12 ページ「各部署案内」を参照するとともに、直接当該部署にて確認してください。**部署によりオフィスアワーが上記と異なりますので注意してください。**

### 学長と話してみませんか？

学長室はいつでも開いています。ご希望の方は、学長秘書室（管理棟2階）にご連絡ください。



## 教員オフィスアワーについて

### (1) 教員オフィスアワーとは

本学では、教員が主として学習状況についての相談に応じる「オフィスアワー」の時間を設定しています。授業内容に関する質問や、単位修得について、学習の進め方、履修登録の相談など、学習全般に関する相談をすることができます。広く学生に対して開かれた時間ですので、有効に活用してください。

一方で、本学教員は、学生の質問や相談に対して、可能な限りいつでも対応するよう努めています。「オフィスアワー」の時間以外でも教員への相談は可能ですので、不明な点は各学科・専攻研究室に問い合わせてください。

### (2) 教員オフィスアワーの活用方法

教員オフィスアワーを活用する際は、Sophie（ダウンロードセンター）に掲載されている「専任教員・研究室の連絡先」の時間帯を各自で確認し、教員の個人研究室を訪問してください。ただし、急用などにより教員がいない場合もありますので、各学科研究室を通じて事前に連絡をとることをお勧めします。

非常勤講師（上記「専任教員・研究室の連絡先」に掲載されていない教員）については、授業開始前・終了後の時間に教室や各研究室にて質問・相談に応じます。

交通機関の大幅な乱れを伴う災害・交通ストライキや、感染症などの場合の休講・休校

## 1. 大学からの連絡・通知手段

大学公式 WEB サイトのトップページの  
「重要なお知らせ」に本学の対応を掲載します。

(また、代替手段として大学公式 SNS で告知する場合があります。)

## 2. 休講・休校の措置について

- (1) 台風の接近や暴風雨雪などで交通機関の大幅な乱れが予想される場合は、前日の午後6時を目途に本学の対応を掲載します。

休講・休校を解除し授業・諸活動を再開する又は対応を延長するなど、前日の午後6時に告知した対応内容に変更・追加がある場合は当日の午前6時を目途に掲載します。

午前6時掲載の対応内容に変更・追加がある場合には当日の午前11時を目途に掲載します。

- (2) 本学への主たる交通機関である JR 山手線、東京メトロ日比谷線の運行状況により、上記 1. 大学からの連絡・通知手段にて措置内容を告知します。
- (3) 学校保健安全法の＜学校において予防すべき感染症＞による患者が一定数を超えた場合の休校措置については、上記 1. 大学からの連絡・通知手段により措置内容を告知します。
- (4) 大学が休講・休校になった場合には、学外からご来学の一般の方・保護者の方の活動や課外活動も同時に中止とします。在校中の場合は諸活動を取りやめ、身の安全を図ってください。

※上記 2. は原則です。予測ができない災害(大地震等)など緊急の対応を要する場合や、そのほか広く本学の対応を告知する必要がある事柄についても、随時大学公式 WEB サイトのトップページの「重要なお知らせ」に対応・措置を掲載しますので確認してください。

※登校中または帰宅途中の場合は原則として帰宅することとし、在校中は大学の指示に従ってください。

大学公式 WEB サイト  
<https://www.u-sacred-heart.ac.jp/>



## 学生サポート制度

聖心女子大学では、障がいのある学生が修学における不利益を受けることがないように、「聖心女子大学障がいのある学生の修学支援規程」を定め、学生サポート制度を運用しています。

学生サポート制度の相談は修学支援コーディネーターが受け付け、申請者とともに、合理的配慮に基づく支援を決定していきます。なお、成績や出席、単位修得について特別な配慮をするものではありません。また、大学に通学できることを前提とした制度となりますので、ご理解ください。

### 支援の対象となる学生

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害等の障害により修学に制限を受け、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者

### 相談事例

(障がいや病状に応じて支援内容は異なります)

| 身体に障がい等がある場合                                                                                                                                                                      | 精神に障がい等がある場合                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室で前の席に座らないと聞き取りが難しい</li> <li>・前の席に座らないと黒板の文字が見えない</li> <li>・松葉杖を使わないと歩行が難しい</li> <li>・車椅子を使わないと移動が難しい</li> <li>・エレベーターでの移動が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張しやすく途中退室が必要ときがある</li> <li>・人前で話すことが苦手</li> <li>・口頭の指示では理解しづらい</li> <li>・レポートの提出期限を守るのが難しいことがある</li> <li>・体調により、電車通学できないことがある</li> </ul>    |
| <b>【支援の具体例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・FMマイクの使用、拡大した資料の配布</li> <li>・教職員エレベーターの使用</li> <li>・病状の理解</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> | <b>【支援の具体例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・講義内容の録音許可や、講義内容の資料配付</li> <li>・大切な内容は文書による指示</li> <li>・病状の理解</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |

### 支援の流れ

#### ①相談

修学支援コーディネータールーム（学生相談室内）にて、ご相談を受け付けています。

#### ②申請

(1) 学生サポート制度申請願

(2) 障害者手帳の写し、または診断書・意見書（本学所定フォーマット）

以上2点を修学支援コーディネーターにご提出ください。

#### ③支援内容の検討・決定・実施

修学支援コーディネーターによる面談を実施し、病状と希望する支援内容を確認します。

その後、学生支援ネットワークの会（教職員で構成された合理的配慮を検討する会）にて支援内容を協議します。支援内容について学生との間で合意が得られれば、関係者に周知し、支援を要請します。

#### ④フォローアップ

半期ごとに修学支援コーディネーターとの面談を実施し、状況の確認や支援内容の見直しを行います。

# 修学支援コーディネーター

## こんな困りごとはありませんか？

専門的な授業についていけない。  
先生に質問したいけれど、どう聞いたらいいのかわからない。  
聞ける友達もいないし、授業も休みがちになってきた・・・。



学生Aさん

期日までに課題を提出するのが苦手。  
授業にも遅刻しがちで、自分でもどうにかしたいと  
思っているけど、どうしたらいいのかわからない。



学生Bさん

修学支援  
コーディネーター



修学支援コーディネーターは、修学のサポートを行う専門のスタッフです。  
困りごとがありましたら、ささいなことでもお気軽にご相談ください。  
解決に向けてサポートします！

## 修学支援コーディネータールーム

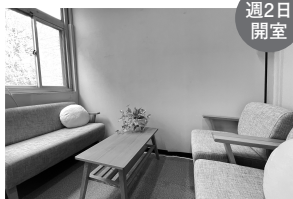
【場 所】1号館3階 学生相談室内

【開室時間】月曜日・水曜日

10:00～13:30、14:30～17:00

【連絡先】gakusei-shugaku@u-sacred-heart.ac.jp  
03-3407-5811（大学代表）

※メールの返信は開室時間中に行います。



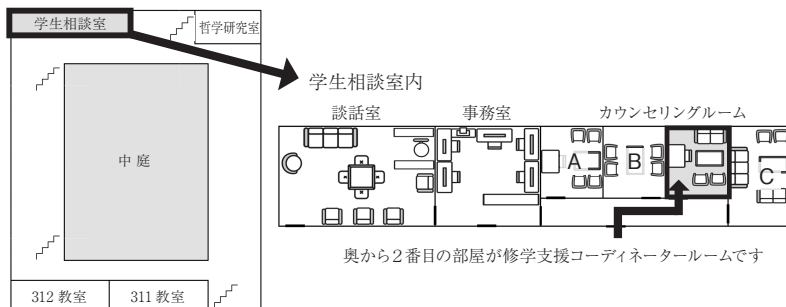
- USH-Cloud にコーディネーターの予定を掲載していますので、予定が空いている時間帯でしたら、いつでもご入室ください。
- 1回最大30分間ご相談をお受けすることができます。事前の予約も可能ですので、USH-Cloud よりお申込みください。

USH-Cloud  
修学支援コーディネーター  
(USHアカウントにログインし、アクセスしてください)



最新情報はここから！

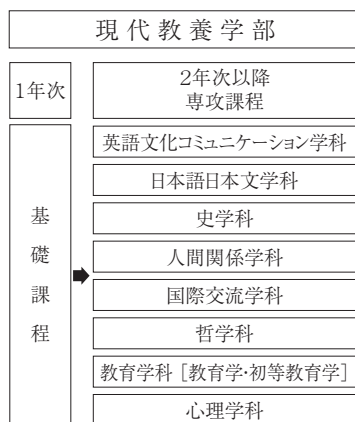
## ● 1号館3階



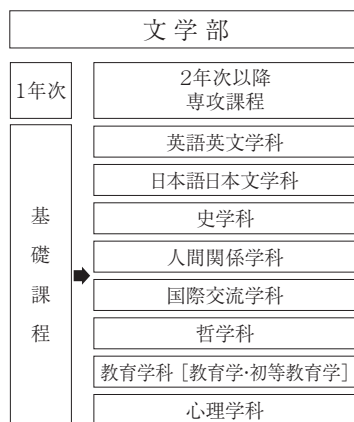
# 教育組織

## 【学部】

### 2019年度以降入学者※

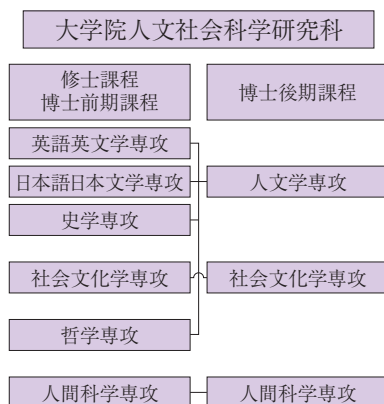


### 2018年度以前入学者

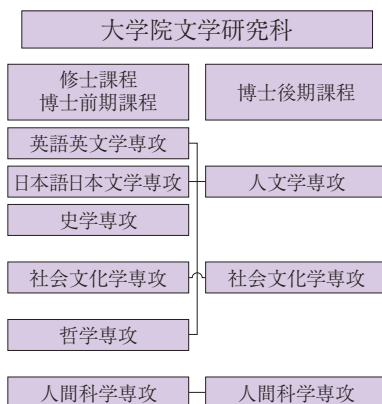


## 【大学院】

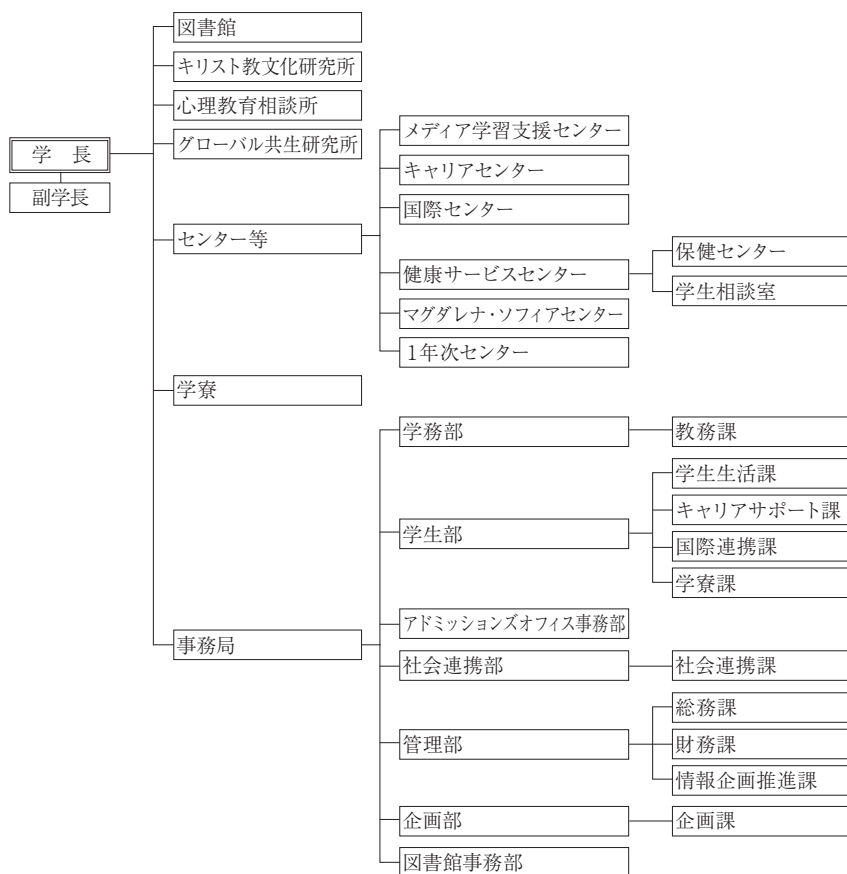
### 2023年度以降入学者



### 2022年度以前入学者



## センター・事務組織等



|                    | 部課名            | 場所         | 窓口取扱時間                         |                        | 電話                                                                                  | 主な業務内容                                                                     | URL・アドレス・連絡先                                                         |
|--------------------|----------------|------------|--------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                    |                |            | 平日                             | 土曜                     |                                                                                     |                                                                            |                                                                      |
| ※<br>ハートネット・ステーション | 教務課            | 3号館2階      | 9:00～11:30<br>12:30～17:30      | 9:00～12:00             | 3407-5059                                                                           | 学業に関する手続き全般                                                                | Sophie トップ画面 [教務課]<br>質問・連絡フォーム参照                                    |
|                    | 学生生活課          | 3号館2階      | 9:00～11:30<br>12:30～17:00      |                        | 3407-5093                                                                           | 学籍・個人情報に係る事実手続き、奨学金・課外活動等学生生活に係ること                                         | gakusei@u-sacred-heart.ac.jp                                         |
|                    | 国際センター         | 3号館2階      |                                | 閉室                     | 3407-5072                                                                           | 外国人留学生の受入れ、短期・長期留学の申込・相談、外国人留学生との交流活動に関すること                                | studyabr@u-sacred-heart.ac.jp                                        |
|                    | キャリアセンター       | 3号館3階      | 9:00～17:00                     | 9:00～12:00<br>一部サービスのみ | 3407-5146                                                                           | 就職・進学等の進路に係る支援・情報提供に関すること                                                  | career@u-sacred-heart.ac.jp                                          |
|                    | 1年次センター        | 1号館2階      | 9:00～11:30<br>12:30～17:00      | 閉室                     | 3407-6084                                                                           | 学部1年次生のための各種相談窓口                                                           | new-ichinenji@u-sacred-heart.ac.jp                                   |
|                    | マグダレナ・ソフィアセンター | 1号館2階      | 9:00～17:00                     |                        | 3407-5853                                                                           | 学生のボランティア活動、地域・社会貢献活動の支援、学生のカトリック諸活動の支援、聖書の勉強会や洗礼の準備に関すること                 | mscenter@u-sacred-heart.ac.jp                                        |
|                    | 保健センター         | 1号館1階      | 9:00～17:00                     | 閉室<br>緊急時 学生生活課対応      | 3407-5811<br>(代表)                                                                   | 健康診断等、健康管理に関すること                                                           | Sophie トップ画面<br>[保健センター] 質問・連絡フォーム参照                                 |
|                    | 学生相談室          | 1号館3階      | 10:00～17:00                    | 閉室                     | 3407-5811<br>(代表)                                                                   | 学生生活上の各種問題に関する相談やカウンセリング、談話室の開室、ワークショップの実施<br>学生生活や授業を履修する上でのサポートが必要な場合の相談 | USH-Cloud「学生相談室」より<br>相談申し込み<br>gakusei-shugaku@u-sacred-heart.ac.jp |
|                    | 学寮課            | 学寮         | 9:00～17:00                     | 9:00～12:00             | 3499-5865                                                                           | 学寮の運営                                                                      | gakuryou@u-sacred-heart.ac.jp                                        |
|                    | メディア学習支援センター   | 1号館1階      | 9:00～17:00                     | 閉室                     | 3407-5079                                                                           | 各メディア教室・ランゲージラボ（語学自習室）、AI・データサイエンス基礎に関すること                                 |                                                                      |
| 総務課                | 管理棟1階          | 9:00～12:00 |                                | 3407-5218              | 学内の施設・防災・警備・防犯に関すること、協力会に関すること                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 財務課                | 管理棟1階          |            |                                | 3407-5259              | 学費の納付・支払い・寄付に関すること                                                                  | e-zaimu@u-sacred-heart.ac.jp                                               |                                                                      |
| アドミッションズオフィス事務部    | 管理棟2階          |            |                                | 3407-5076              | 入学試験に関すること、学生募集広報（オープンキャンパス、学生スタッフ等）に関すること                                          | goukaku@u-sacred-heart.ac.jp                                               |                                                                      |
| 企画課                | 管理棟2階          |            |                                | 3407-5249              | 大学の事業計画及び自己点検・評価に関すること、大学広報に関すること、大学の諸規則の制定・改廃に関すること、研究者支援に関すること、研究活動上の不正行為の告発・相談窓口 | kikakubu@u-sacred-heart.ac.jp                                              |                                                                      |
| 情報企画推進課            | 2号館3階          | 9:00～17:00 | 9:00～12:00                     | 3407-5238              | USH アカウント・学内 Wi-Fi に関すること                                                           | https://forms.gle/E9WNE4ipUzASzhgg6                                        |                                                                      |
| 社会連携課              | 4号館2階<br>1号館2階 | 9:00～17:00 | 10:00～17:00<br>(4号館 BE * hive) | 3407-5840              | グローバル共生研究所、BE * hive 運営<br>マグダレナ・ソフィアセンターに関すること                                     | jimu-kyosei@u-sacred-heart.ac.jp                                           |                                                                      |
| 図書館                | 図書館            | 9:00～20:00 | 9:00～17:00                     | 3407-5297              | 図書館の運営および利用全般に関すること                                                                 | (URL)<br>https://library.u-sacred-heart.ac.jp/                             |                                                                      |

※ ハートネット・ステーション（何でも相談）  
 学生生活の相談・悩みについて、気軽にお話に来てください。

# ●各研究室 開室時間

| 研究室             | 学部 / 院              | 電話番号(直)             | 曜日  | 開室時間                                         | 場 所                          |
|-----------------|---------------------|---------------------|-----|----------------------------------------------|------------------------------|
| 英語文化コミュニケーション   | 学 部                 | 3407-5319           | 月～金 | 9:00～17:20<br>※ 水曜日のみ10:00～                  | 3号館5階                        |
| 英語英文学           | 大学院                 | 3407-5862           |     | 10:00～17:00                                  |                              |
| 日本語日本文学         | 学 部<br>-----<br>大学院 | 3407-5468           | 月～金 | 10:20～17:20                                  | 1号館1階                        |
| 史 学             | 学 部<br>-----<br>大学院 | 3407-5613           | 月～金 | 10:20～17:20                                  | 1号館2階                        |
| 人間関係            | 学 部                 | 3407-5702           | 月～金 | 10:00～17:00                                  | 4号館4階                        |
| 社会文化学(人間関係研究領域) | 大学院                 | 3407-5861           |     |                                              |                              |
| 国際交流            | 学 部                 | 3407-5815<br>(学部)   | 月～金 | 10:00～11:30<br>12:30～17:00                   | 1号館3階<br>(第2外国語研究室)<br>4号館3階 |
| 社会文化学(比較文化研究領域) | 大学院                 | 3407-5793<br>(院・学部) |     |                                              |                              |
| 哲 学             | 学 部<br>-----<br>大学院 | 3407-5913           | 月～金 | 10:20～17:20                                  | 1号館3階                        |
| 教育学             | 学 部                 | 3407-5945           | 月～金 | 10:20～17:20<br>※ 土曜日は授業実施日のみ、<br>授業時間に合わせて開室 | 2号館2階                        |
| 人間科学(教育研究領域)    | 大学院                 |                     |     |                                              |                              |
| 心理学             | 学 部                 | 3407-5985           | 月～金 | 10:00～17:00                                  | 2号館1階                        |
| 人間科学(心理学分野)     | 大学院                 | 3407-6491           |     |                                              |                              |
| 人文学             | 大学院                 | 3407-5638           | 月～金 | 10:00～12:00<br>13:00～17:00                   | 2号館3階                        |
| 総合現代教養          |                     |                     | 月～金 | 10:00～17:00                                  | 3号館2階<br>4号館2階<br>(4号館分室)    |





## Ⅱ 諸手続・証明書

- ・学費
- ・奨学金
- ・保険
- ・アルバイト
- ・褒賞制度

## 証明書の発行、各種の申請、願出、届出、手続き

### 身上関係の登録

「学生原簿登録書」(入学前に提出)により、学生の個人情報が登録されています。Sophie にて確認ができます。

下記の変更が生じた場合は、それぞれ所定の Google フォームより学生生活課に届け出てください。

- ・ 本人および父母等保証人の住所(区画変更・市区町村の合併による変更を含む)、電話番号、通学経路を変更した場合 → 住所変更フォーム
- ・ 本人の改姓・改名、父母等保証人の変更があった場合  
→ 本人氏名・保証人氏名変更フォーム

※住所変更  
フォーム



※本人氏名・保証人変更  
フォーム



### 学生証(身分証明書)

- ・ 学生証は常に携帯し、教職員の要請があったときは、いつでも提示できるようにしてください。4号館、図書館、1年次センターなど、電子錠のある所には入室の際にも必要となります。
- ・ 学生証は他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。
- ・ 学生証を紛失したときは、ただちに最寄りの警察に届け出ると同時に、学生生活課に届け出てください。
- ・ 学生証は記載されている有効期限まで使用できます。有効期限を超えて在学する場合は、4月1日以降に新しい学生証と交換いたします。
- ・ 学生証裏面に記入する通学経路は住所の最寄駅と大学所在地の最寄駅を結ぶ最短区間を登録してください。
- ・ 学生証の記載事項(氏名・住所・通学経路)に変更が生じた場合、ただちに学生生活課に届け出てください。
- ・ 退学などによって学籍を離れたとき、または有効期限が過ぎた場合は、ただちに学生証を返還してください。
- ・ 学生証のIC機能が使用できない場合は、学生生活課に申し出てください。



## ●学籍番号体系

学生証に記載されている学籍番号は8桁で、次のような意味があります。

|     | 桁       | 数 | 8桁    | 7桁 | 6桁     | 5桁 | 4桁   | 3桁 | 2桁 | 1桁 |
|-----|---------|---|-------|----|--------|----|------|----|----|----|
| 学 部 | 学 籍 番 号 |   | 1     | 0  | 2      | 5  | 0    | 9  | 8  | 7  |
|     | 数字が示す内容 |   | 正規在籍者 |    | 入学年度※1 |    | 通し番号 |    |    |    |
| 大学院 | 学 籍 番 号 |   | 2     | 0  | 2      | 5  | 0    | 9  | 8  | 7  |
|     | 数字が示す内容 |   | 課程※2  |    | 入学年度※1 |    | 通し番号 |    |    |    |

※1 入学年度（または受入学年の入学年度）の西暦下2桁

※2 課程 — 20 修士・博士前期課程（正規在籍者）  
 — 21 博士後期課程（正規在籍者）

## 通学定期券

交通機関の定期乗車券を購入する方法は次の通りです。

- ・ JR、私鉄、地下鉄、都営バス、一部私営バス等は、通学経路記入の学生証に**通学定期券発行控**を添えて関係各駅で購入してください。その他の私営バス等で、所定の通学証明書と学生証を必要とするものは、学生生活課に申し出てください。
- ・ 通学経路は自宅から大学間の最短距離に限られます。通学以外の目的（アルバイト、稽古事、課外活動等）では購入できません。また往路と復路が異なるものは認められません。
- ・ **通学定期券発行控**は常に学生証とともに携帯してください。通学定期券発行控の記入欄に余白がなくなった時は、学生生活課で学生証を提示して、新しい用紙を受け取ってください。

## 教育実習用定期券

教育実習時の通学定期券購入希望者は、実習開始の1ヵ月前までに学生生活課に申し出て手続きをしてください。利用鉄道会社1社ごとに申請が必要なため、年度初めやゴールデンウィーク、夏期休暇中は、手続きに1ヵ月以上時間を要する場合があります。

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>学割証</b>                 |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>注<br/>意<br/>事<br/>項</b> | 1. 卒業・退学等により学籍を失った時、及び再交付を受けた時は、本証は無効となる。<br>2. 本証は常に携帯し、本学教職員の請求があった場合は、いつでも提示すること。<br>3. 本証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車できる場合には必ず携帯し、係員の請求があった時はこれを提示しなければならない。<br>4. 本証は本人以外の使用を認めない。<br>5. 本証を紛失した時は、直ちに発行者に届け出ること。<br>6. 記載事項に変更が生じた時は、直ちに発行者に申し出て訂正を受けること。 |
|                            | 住 所    目黒区自由が丘 99-99                                                                                                                                                                                                                                         |
|                            | 通学経路    自由が丘・中目黒・広尾                                                                                                                                                                                                                                          |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                  |                  |               |     |
|------------------|------------------|---------------|-----|
| 年 月 日 まで有効(卒業予定) |                  | 区間：学生証裏に記載    |     |
| 通学定期券発行控         |                  | 聖 心 女 子 大 学   |     |
| 学年<br>1          | 学籍番号<br>10250999 | 氏名<br>聖 心 花 子 |     |
| 発 行 年 月 日        | 通 用 期 間          | 発 行 駅         | 記 事 |
|                  |                  |               |     |
|                  |                  |               |     |
|                  |                  |               |     |
|                  |                  |               |     |

## 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、学生が JR 線で片道 100 km を超える区間を乗車する場合、修学上の経済的負担を軽減するため、次の目的に限り利用することができ、普通旅客運賃が 2 割引きになります。

1. 休暇、所用による帰省
2. 実験実習など正課の教育活動
3. 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
4. 就職又は進学のための受験等
5. 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
6. 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
7. 保護者の旅行への随行

- ・ 学割証を利用する際には、必ず学生証を携帯してください。
- ・ 学割証は使用枚数に制限（年間 10 枚）があるので計画的に使用してください。有効期間は発行日から 3 か月間です。
- ・ 発行した学割証や学割証で購入した乗車券を他人に譲渡したり、他人の学割証を使用したり、記載事項を改変して使用するなど、不正行為を行った場合、制裁として 3 倍の運賃が追徴されるほか、その不正行為によって、本学全体の信用にかかわり、学割発行停止処分等の重大な問題になる場合がありますので、絶対にしないでください。
- ・ 学生 8 人以上で専任教職員の引率があるゼミなどの団体活動や課外活動の場合、JR の学生団体割引（5 割引き）が利用できます（詳しくは JR ホームページ参照）。「団体旅行申込書」を JR みどりの窓口などで入手し、未記入のまま学生生活課窓口に提出してください（証明書類作成に時間がかかります）。

## 海外渡航届

- ・ 海外渡航を予定している場合、事前に「海外渡航届フォーム」より学生生活課へ届け出てください。(大学が実施する留学やスタディツアーについては、届出の必要はありません。)



※海外渡航届フォーム

- ・ 渡航先の国・地域について事前に「外務省海外安全ホームページ等」にて最新の情報を入手し、危険を未然に防ぐよう最大限の注意を払ってください。
- ・ 渡航前に外務省の渡航登録システムに登録してください。在外公館からの緊急一斉連絡メールなどが逐次届けられますので渡航中も確認してください。外務省の渡航登録システムには、海外旅行等短期用と留学等長期用の2種類あります。
- ・ 渡航前に大学公式 WEB サイト内の「海外渡航ハンドブック」をよく読んでください。

## 聖心女子大学校章および大学名の使用申請

- ・ ゼミ、課外活動団体等で作成する出版物、SNS、グッズ等で校章や大学名を使用したいときには、「聖心女子大学校章、及び大学名の使用申請書」を学生生活課に提出し、事前に使用許可を得てください。
- ・ 用紙は学生生活課の窓口で配布しています。

## 感染症による欠席証明書

- ・学校保健安全法で定められている第一種、第二種、第三種の感染症にかかった場合は、出席停止となりますので下記の手続きをしてください。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。） |
| 第2種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎                                                                       |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症                                                                                                                                                                                                         |

学校保健安全法施行規則 より

- （1）上記の感染症と診断された場合、速やかに Sophie トップ画面の【保健センター】質問・連絡フォームに入力すること。  
<https://forms.gle/prBTep3wuz8rfmS96>
- （2）提出書類については、USH-Cloud（学生向けページ）「保健センター」HP 内「感染症の欠席の取扱い」を参照。
- （3）出席停止期間最終日の翌日から5日以内〔土・日・休校日を除く〕に保健センターへ書類を提出する。提出2日後に教務課窓口より出席停止に係る書類をうけとり、出席停止期間中の授業担当者へ提示すること。

上記手続により、出席停止期間中の欠席回数は、出席すべき回数から除外されます。

## 証明書等の発行

| 取扱窓口         | 証明書等の種類             | 備考                               | 手数料 (円)     |     | 発行<br>(申請)<br>場所         | 所要<br>日数         |
|--------------|---------------------|----------------------------------|-------------|-----|--------------------------|------------------|
|              |                     |                                  | 和文          | 英文  |                          |                  |
| 教務課          | 成績通知書               |                                  | 400         | —   | 自動<br>発行機                | 即                |
|              | 単位修得証明書             |                                  | 400         | 400 |                          |                  |
|              | 卒業 (見込) 証明書         | 学部 4 年                           | (和・英併記) 300 |     |                          |                  |
|              | 学位取得 (修了見込) 証明書     | 修士課程修了年次<br>博士課程修了年次             | (和・英併記) 300 |     |                          |                  |
|              | 成績証明書               | 学部 2 ～ 4 年・院修了年次                 | 400         | 400 | 窓口申込                     | 4 - 5 日          |
|              |                     | 上記以外                             | 400         | 400 | 自動発行機                    | 即                |
|              | 成績証明書 (含卒業見込)       | 学部 4 年                           | 400         | —   | 自動<br>発行機                | 即                |
|              | 成績証明書 (含修了見込)       | 修士 2 年<br>博士 3 年                 | 400         | —   |                          |                  |
|              | 教員免許状取得見込証明書        | 教職課程                             | 300         | —   | 窓口申込                     | 7 日              |
|              | 保育士資格取得見込証明書        | 保育士養成課程                          | 300         | —   |                          |                  |
|              | 単位修得 (見込) 証明書       | 学芸員課程・日本語教員課程                    | 500         | —   |                          |                  |
|              | 科目等履修生証明書           | 科目等履修生                           | 300         | —   |                          |                  |
|              | 研究生証明書              | 研究生                              | (和・英併記) 300 |     |                          |                  |
|              | 留学・進学関係推薦書          | 認定留学・進学のみ取扱い<br>(交換・推薦留学は国際センター) | 500         | 700 | 教務課/ダウンロード<br>センター専用フォーム | 約 14 日           |
| 学生<br>生活課    | 学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証) | 1 人年間 10 枚まで                     | 0           | —   | 自動<br>発行機                | 即                |
|              | 在学証明書               |                                  | (和・英併記) 300 |     |                          |                  |
| キャリア<br>センター | 就職用推薦書              | 内定企業宛提出用                         | 300         | —   | 窓口申込                     | 4 日後             |
|              | 人物審査書               | 教員採用試験受験用                        | 400         | —   |                          | 約 10 日後          |
| 国際センター       | 交換・推薦留学推薦書          | 交換・推薦留学のみ<br>取扱い                 | —           | 700 | 窓口申込                     | 約 2 週間後          |
| 保健センター       | 健康診断証明書             | 就職・その他提出用                        | 500         | 700 | 自動発行機/<br>英文は窓口申込        | 即 / 英文は<br>校医来校日 |

注) 所要日数には、申込日および土・日・祝日等を含みません。

郵便・電話による申請は原則として受付けません。

交換留学生は、すべて窓口にて手続きを行ってください。

## 証明書自動発行機 (3号館2階) の稼働時間

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 通常    | 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 |
| 夏期休暇中 | 月～金曜日 9:00～16:00 土曜日 停止         |
| 冬期休暇中 | 停止                              |

※その他、証明書自動発行機を停止する期間があります。掲示 (Sophie、または  
証明書自動発行機横) に注意してください。

## 学籍の手続き（学部）

学籍とは、本学の在学生としての身分を意味します。

### 在学年限（学則第6章参照）

在学年限は、8年（ただし、編入学、転入学により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えることができません。休学期間は、在学期間に算入しません。

### 休学（学則第9章参照）

休学を希望する者は学生生活課で「休学・退学に係る相談報告書」（所定用紙）を受け取り、所属学科の学科代表委員（1年次生は1年次センター長）に相談後、副学長（学生担当）に申し出てください。その後、副学長（学生担当）の指示により「休学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、教授会の議を経て、休学の可否が父母等保証人宛に通知されます。

- 病気その他の事情により、修学が不適當と認められる者に対しては、休学を命ずることがあります。
- 休学の時期は、前期中（7月末日まで）に休学を届け出た者については後期から、後期中（1月末日まで）に休学を届け出た者については次年度の前期からの休学が認められます。
- 休学期間は1年または半年です。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として延長が認められる場合がありますので、改めて手続きをとってください。
- 休学期間は、通算して4年を超えることができません。また、在学期間には算入しません。
- 休学期間中の学費については、27ページを参照してください。
- 特別な申し出がない限り、休学中の学期の履修登録科目は、履修取消となります。
- 休学中も履修登録ができますので、後期から復学予定の場合は必要に応じて後期科目の履修登録を行ってください（前期に抽選を行う科目があるため）。
- 休学して留学する場合、前後期を通して開講される科目について必要に応じて「継続履修」の手続きを行ってください（『履修要覧』留学に関するページ参照）。



## 復学（学則第9章参照）

休学期間が満了しようとするとき、および休学の理由がなくなった場合は、「復学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、教授会の議を経て、復学の可否が父母等保証人宛に通知されます。

- 復学の時期は、前期中（7月末日まで）に復学を申し出た者については後期から、後期中（1月末日まで）に復学を申し出た者については次年度の前期からの復学が認められます。

## 退学（学則第9章参照）

退学を希望する者は、学生生活課で「休学・退学に係る相談報告書」（所定用紙）を受け取り、所属学科の学科代表委員（1年次生は1年次センター長）に相談後、副学長（学生担当）に申し出てください。その後、副学長（学生担当）の指示により「退学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、教授会の議を経て、退学の可否が父母等保証人宛に通知されます。

- 退学の時期は、原則として前期末または学年末とします。
- 次に該当する場合は、「退学願」の提出を待たず教授会の議を経て、退学となります。
  - ・在学年限（学則第6章参照）を超えた者
  - ・休学期間が、通算して4年を超えた者
  - ・学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 特別な申し出がない限り、退学時点で履修中の科目がある場合は、履修取消となります。

## 留学（学則第9章参照）

本学には、次のような留学制度があります。

- 1）交換・推薦留学
- 2）認定留学

利用する留学制度によって、手続き方法、在学年数への参入の可否、本学および留学先大学への納付金等が異なりますので、留学を希望する者は、よく確認してください。なお留学制度の詳細については教務課発行の『履修要覧』および国際センター発行の『留学の手引き』を参照ください。

特別な申し出がない限り、留学中の学期の履修登録科目は、履修取消となります。

前後期を通して開講される科目について必要に応じて「継続履修」の手続きを行ってください（『履修要覧』留学に関するページ参照）。

国際センターでは、留学を希望する方に個別相談を随時行っています。また協定校ほかの資料閲覧も可能です。

### 転科（学則第7章参照）

転科を志願する場合は、所属学科の学科代表委員に願い出て「転科願」の用紙（所定用紙）を教務課で受け取り、必要事項を記入し、12月5日までに提出してください。選考の上、転科を認めることがあります。後日、教授会の議を経て、2月末日に転科承認の可否が教務課から本人宛に通知されます。

- 転科は、学年終了時に限られます。

- 転科が認められた場合は、再度2年次に在籍します。

ただし、教育学専攻と初等教育学専攻の間で転科が認められた場合のみ、3年次に在籍することができます。

- 休学中の願い出は認められません。

### 再入学、学士入学（学則第7章参照）

本学を退学した後に再入学を、また本学を卒業した後に学士入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次の入学を許可することがあります。詳しい内容は、大学公式 WEB サイトを参照してください。

### 転学（学則第9章参照）

他の大学への入学（転入学、または編入学）を希望する者は、本学退学の手続きをする必要があります。学科代表委員（1年次生は1年次センター長）と相談し、手続き（学生生活課）をとってください。

### 除籍（学則第9章参照）

学費（授業料等納付金）の納付を怠り、督促を受けても、所定の期日までに納入しない者は、教授会の議を経て、学長が除籍します。

- 前期末納の場合は前年度学年末、後期末納の場合は前期末付の除籍となります。

- 未納期間中の修得単位は認定されません。

- 除籍後に本学での学びを再開したい場合は、退学後の場合と同様に「再入学試験」に出願し、個別審査に合格する必要があります。

※ 学則は、『履修要覧』および大学公式 WEB サイトを参照してください。

<https://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/data/>

## 学籍の手続き（大学院）

学籍とは、本学の在学生としての身分を意味します。

### 在学年限（大学院学則第2章参照）

在学年限は、修士課程または博士前期課程については4年、博士後期課程については6年を超えることができません。休学期間は、在学期間に算入しません。

なお、標準修業年限は、博士前期（修士）課程は2年又は3年（長期履修学生）、博士後期課程は3年です。

### 休学（大学院学則第9章参照）

休学を希望する者は、学生生活課で「休学・退学に係る相談報告書」（所定用紙）を受け取り、所属専攻の指導教員および専攻代表委員に相談後、副学長（学生担当）に申し出てください。その後、副学長（学生担当）の指示により「休学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、大学院委員会の議を経て、休学の可否が本人宛に通知されます。

- 病気その他の事情により、修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがあります。
- 休学の時期は、前期中（7月末日まで）に休学を届け出た者については後期から、後期中（1月末日まで）に休学を届け出た者については次年度の前期からの休学が認められます。
- 休学期間は原則として1年以内とし、特別の事情がある場合は、休学期間を延長することができます。引き続き休学を希望する場合は、改めて上記の手続きをとってください。
- 休学期間は、博士前期（修士）課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年を超えることができません。また、在学期間には算入しません。
- 休学期間中の学費については、27ページを参照してください。
- 特別な申し出がない限り、休学開始時点で履修中の科目がある場合は、履修取消となります。

### 復学（大学院学則第9章参照）

休学期間が満了しようとするとき、および休学の理由がなくなった場合は、「復学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、大学院委員会の議を経て、復学の可否が本人宛に通知されます。

復学の時期は、前期中に復学を申し出た者については後期から、後期中に復学

を申し出た者については次年度の前期からの復学が認められます。

## 在学延長

博士後期課程で、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、標準修業年限（3年）を超えて在学を希望する場合は、学生生活課で「在学延長に係る意思確認報告書」（所定用紙）を受取り、所属専攻の指導教員および専攻代表委員に相談後、副学長（学生担当）に申し出て、報告書を提出してください。

## 退学（大学院学則第9章参照）

退学を希望する者は、学生生活課で「休学・退学に係る相談報告書」（所定用紙）を受け取り、所属専攻の指導教員および専攻代表委員に相談後、副学長（学生担当）に申し出てください。その後、副学長（学生担当）の指示により「退学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、大学院委員会の議を経て、退学の可否が本人宛に通知されます。

- 退学の時期は、原則として前期末または学年末とします。
- 次に該当する場合は、「退学願」の提出を待たず大学院委員会の議を経て、退学となります。
  - ・在学年限（大学院学則第2章参照）を超えた者
  - ・休学期間が、博士前期（修士）課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年を超えた者
  - ・学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 特別な申し出がない限り、退学時点で履修中の科目がある場合は、履修取消となります。

## 満期退学

博士後期課程に標準修業年限（前ページ「在学年限」参照）以上在学し、大学院学則第8条に定める授業科目について10単位以上を修得し（なお、リサーチワーク科目は修了要件単位に数えない）、かつ必要な研究指導を受けた者が退学する場合は、満期退学となります。満期退学を希望する者は、所定の学費を納付し、学生生活課で「休学・退学に係る相談報告書」（所定用紙）を受け取り、所属専攻の指導教員および専攻代表委員に相談後、副学長（学生担当）に申し出てください。その後、副学長（学生担当）の指示により「満期退学願」（所定用紙）を学生生活課に提出してください。後日、大学院委員会の議を経て、満期退学の可否が本人宛に通知されます。

満期退学の時期は、原則として前期末または学年末とします。

満期退学後、本学における研究活動（博士論文の執筆を含む）の継続を希望す

る場合は、特別研究員（Research Fellow）の制度を利用することができます。  
詳細については教務課窓口で相談してください。

### **留学（大学院学則第9章参照）**

大学院学生留学規程により外国の大学に留学を希望する者は、『履修要覧』を参照し、必要な手続きをとってください。

特別な申し出がない限り、留学開始時点で履修中の科目がある場合は、履修取消となります。

### **再入学（大学院学則第9章参照）**

本大学院を退学した後に再入学を志願する者があるときは、審査の上、これを許可することがあります。ただし、再入学の時期は、学年の始めに限ります。詳しい内容は、大学公式 WEB サイトを参照した上で、教務課に問い合わせてください。

### **転学（大学院学則第9章参照）**

他の大学院へ転学を希望する者は、退学の手続きをする必要があります。所属専攻の指導教員および専攻代表委員と相談し、手続き（学生生活課）をとってください。

### **早期修了学生候補者の資格取り消しについて**

既に修士課程または博士前期課程に在籍している者（最終年次に在学する者を除く）で、早期修了学生候補者の資格取り消しを希望する者は、教務課に問い合わせてください。

### **除籍（大学院学則第9章参照）**

学費（授業料等納付金）の納付を怠り、督促を受けても、所定の期日までに納入しない者は、教授会の議を経て、学長が除籍します。

- 前期未納の場合は前年度学年末、後期末納の場合は前期末付の除籍となります。
- 未納期間中の修得単位は認定されません。
- 除籍後に本学での学びを再開したい場合は、退学後の場合と同様に「再入学試験」に出願し、個別審査に合格する必要があります。

※ 大学院学則は、『履修要覧』および大学公式 WEB サイトを参照してください。  
<https://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/data/>

## 学費（授業料等納付金）

### 【2023年度以前の入学者】

学費（授業料等納付金）は、年額を指定された期日までに納付してください。又は、前期・後期に分けて、それぞれの指定期日までに納付（分納）することもできます。振込用紙は、毎年度4月下旬に全納分、及び分納の前期分、9月下旬に分納の後期分を大学に登録の郵送先（大学院生は本人宛）に大学より送付します。口座振替の場合は、契約に基づき通知します。

### 【2024年度以降の入学者】

学費（授業料等納付金）は、前期・後期に分けて、それぞれの指定期日に銀行口座からの引落とし（口座振替）による納付となります。

- 学費（授業料等納付金）の納付を怠り、督促を受けても、所定の期日までに納入しない者は、学則第35条の2、大学院学則第31条の2に基づき、除籍となります。
- 休学期間中は、学費（授業料等納付金）の半額を納付するものとします。ただし、後期を休学する場合は前期中に、前期を休学する場合は前年度の後期中に休学を許可されていなければなりません。
- 大学院学生においては、各課程の所定単位を修得し終えた上で論文執筆のために標準年限を越えて在学する場合、在籍料を納付する必要があります。なお、在籍料は休学の場合も全額納付する必要があります。
- 既に納付された学費（授業料等納付金）は、原則として返金しません。
- 家計の急変等やむをえない事情により、指定期日までの納付が困難な学生は、所定の手続きをとることにより、学費（授業料等納付金）の延納が認められます。延納が必要な学生は「**授業料等納付金の延納願**」（大学公式WEBサイトに掲載）に必要事項を記入のうえ、学生生活課へ提出してください。

※ 学則 <https://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/data/>

## 奨学制度と教育ローン

本学の学部生、大学院学生および留学生（在留資格「留学」）で、経済的援助等を必要とする学生に対し、各種の奨学制度が設けられています。奨学制度は給付（返還不要）と貸与に分かれ、貸与の場合は卒業後（大学院修了後）定められた年数内に返還する義務があります。いずれも人数に制限があり、書類および面接による選考（選考基準 人物・学力・家計等）が行われます。

### 【奨学制度利用にあたっての注意事項】

- 奨学制度の併用には一部制限がありますので、複数の奨学制度に応募する場合は、事前に窓口で相談してください。ただし、学外で個人的に応募し採用された奨学金等については、この制限を受けません。
- 奨学制度に関する手続きは、必ず本人が、学生生活課窓口で行うようにしてください。
- 申込書類等の提出期限（日時）は厳守してください。期限後に提出された書類は原則として受理しません。

### 【教育ローン】

#### ●日本政策金融公庫の「国の教育ローン」

教育のために必要な資金を融資する公的な制度で、融資額は学生一人につき350万円以内、返還期間は18年以内、保証人の方が手続きをします。

詳しくは、教育ローンコールセンター 0570-008-656 日本政策金融公庫のホームページにお問い合わせ下さい。

#### ●提携教育ローン

経済的支援の一環として、学生納付金、学寮費等の支払いの為の提携ローンを用意しております。

保証人が下記の WEB サイト、電話番号にお問合わせください。

(株)オリエントコーポレーション 学費サポートデスク

0120-517-325（フリーダイヤル）

(株)ジャックス コンシューマーデスク 0120-338-817（フリーダイヤル）



●学内の奨学金（給付・減免）

|        | 対象               | 奨学金の名称                     | 募集時期   | 支給額（年額）     | 対象者                                                                                  | 募集人数                    |
|--------|------------------|----------------------------|--------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 学部生    | 2 年次生            | 聖心女子大学振興基金奨学金              | 6 月頃   | 35 万円       | 成績優秀な 2 年次生                                                                          | 3 名                     |
|        | 3 年次生            | 聖心女子大学特別奨学金                | 6 月頃   | 35 万円       | 成績優秀な 3 年次生                                                                          | 3 名                     |
|        | 4 年次生            | 宮代会特別奨学金（同窓会給付）            | 4 月頃   | 50 万円       | 成績優秀な 4 年次生                                                                          | 3 名                     |
|        | 2～4 年次生          | エリザベス・ブリット基金奨学金（同窓会給付）     | 10 月頃  | 70 万円       | 貸与奨学金を受給中の学生で、経済的理由により特に奨学金が必要であると認められ、かつ学部における学業成績が優秀な 2～4 年次生（新編入生を除く）             | 2 名                     |
|        | 1～4 年次生          | 聖心女子大学振興基金修学支援奨学金          | 10 月頃  | 35 万円       | 貸与奨学金を受給中の学生で、経済的理由により特に奨学金が必要であると認められる 1～4 年次生                                      | 5 名                     |
| 大学院生   | 全学年              | 聖心女子大学大学院特別奨学金             | 1－3 月頃 | 54 万円       | 成績が優秀かつ、将来、教育・研究者としての活動が期待できる者で、経済的な理由等により、特に奨学金が必要であると認められる者                        | 修士・博士前期：9 名<br>博士後期：5 名 |
|        | 修士・博士前期<br>1 年次生 | 大学院宮代会奨学金（同窓会給付）           | 入学前    | 54 万円       | 聖心女子大学現代教養学部新卒者で、宮代会の会員であり、修士課程・博士前期課程の 1 年次生                                        | 1 名                     |
| 外国人留学生 | 2～4 年次生          | 聖心女子大学外国人留学生特別奨学金          | 4 月頃   | 35 万円       | 成績優秀な 2～4 年次の外国人留学生                                                                  | 10 名                    |
|        | 全学年              | 聖心女子大学外国人留学生授業料減免          | 7 月頃   | 35 万円       | 家計急変により授業料の全納が困難と認められる外国人留学生                                                         | 若干名                     |
| 全学生    | 全学生              | 大規模自然災害及び感染症等の影響に関わる学費減免制度 | 随時     | 募集要項を確認すること | 学費納入者が災害救助法の適用地域に居住し、住居または収入の影響が甚大であると認められる場合、また、感染症の直接的・間接的影響により、家計が急変した世帯の方（諸条件あり） |                         |

●学内の奨学金（貸与）

|          |                   |      |                   |                                               |  |
|----------|-------------------|------|-------------------|-----------------------------------------------|--|
| 学部生・大学院生 | 聖心女子大学奨学金（貸与－無利子） | 4 月頃 | 応相談<br>（上限：学費相当額） | 本学学部又は大学院に在学し、家計の都合その他の理由により、授業料の納入が困難と認められる者 |  |
|----------|-------------------|------|-------------------|-----------------------------------------------|--|

●日本学生支援機構奨学金

|          |                                 |               |  |                                                                        |  |
|----------|---------------------------------|---------------|--|------------------------------------------------------------------------|--|
| 学部生・大学院生 | 第一種奨学金（無利子）<br>第二種奨学金（3% 上限利子付） | 4 月頃・<br>9 月頃 |  | 日本学生支援機構からの基準（家計、人物、学力等）を満たす者<br>※ 詳細は日本学生支援機構 HP、または学生生活課窓口にて確認してください |  |
|----------|---------------------------------|---------------|--|------------------------------------------------------------------------|--|

※ その他に、所定の事由により家計が急変、悪化した場合には、緊急に上記の貸与を申請することができます。

●高等教育の修学支援制度

|     |                      |               |  |                                                                         |  |
|-----|----------------------|---------------|--|-------------------------------------------------------------------------|--|
| 学部生 | 日本学生支援機構給付奨学金＋授業料等減免 | 4 月頃・<br>9 月頃 |  | 日本学生支援機構からの基準（家計、人物、学力等）を満たす者。<br>※ 詳細は日本学生支援機構 HP、または学生生活課窓口にて確認してください |  |
|-----|----------------------|---------------|--|-------------------------------------------------------------------------|--|

●その他

|  |                   |    |  |               |  |
|--|-------------------|----|--|---------------|--|
|  | 地方公共団体・民間団体による奨学金 | 随時 |  | 随時 Sophie に掲示 |  |
|--|-------------------|----|--|---------------|--|

【申込方法について】

随時 Sophie を確認し申し込んで下さい。特に奨学制度を利用中の学生や、申請中・申請を検討している学生は、毎日必ず Sophie を確認し、各自が責任を持って手続きをして下さい。



## 保険（学生教育研究災害傷害保険等）

### 学生教育研究災害傷害保険（学研災）（全員加入）

本学の保険料負担により入学から卒業時まで、学生全員が、「学生教育研究災害傷害保険」（通学中等傷害危険担保特約付帯）に加入しています。

- ▶ 本学の教育研究活動中（正課中、学校行事中、キャンパス内にいる間、課外活動中）の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合、保険が適用されます。
- ▶ 通学中等傷害危険担保特約が付帯していますので、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合でも、対象となります。
- ▶ 通院日数等で対象にならない場合もありますので、詳細は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。しおりは卒業（大学院修了）時まで保管するようにしてください。
- ▶ 怪我などの事故が発生した時は下記の手続きが必要です。
  - ①速やかに学生生活課に届け出て、「事故報告書」を提出してください。
  - ②学研災公式アプリ「Skett Book」から事故通知の申請をしてください（事故発生日から30日以内）（※）。

送付先：〒105-8551 港区西新橋3-9-4

虎ノ門東京海上日動ビルディング

東京海上日動火災保険（株） 本店損害サービス第二部

傷害保険損害サービス第3課 学生教育研究災害傷害保険担当 行

フリーダイヤル 0120-868-066 Tel 03-6632-0737

## 学研災付帯賠償責任保険（任意加入）

本学の行う介護体験活動、教育実習、保育実習、博物館実習、インターンシップ※<sub>1</sub>などに参加する場合は、保険料本人負担により、それぞれの担当部署を通して学研災付帯賠償責任保険に加入してください。他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償されます。実習等の内容により、加入するコース、保険料および対象となる活動範囲が異なります。加入手続きに1週間程度時間がかかりますので、希望者は早めに申請してください。

※<sub>1</sub> インターンシップは、本学を通して申し込むものに限りです。個人で申し込む場合は、下記の「学研災付帯学生生活総合保険」への加入をご検討ください。

## 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

学研災付帯学生生活総合保険は、本学の教育研究活動中のみならず、24 時間を通し学生生活全般に補償範囲を広げた任意加入の保険です。

- ▶ 補償期間は、補償期間開始日から卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。
- ▶ 万一の怪我や事故、病気等が発生した時は、速やかに下記に直接連絡をしてください。

連絡先：東京海上日動火災保険（株）

保険クラスター（株）大宮 RM ステーション店

フリーダイヤル 0120-785-125（営業時間：9:00～17:00）

- ▶ 「学研災付帯学生生活総合保険」加入者は、保険加入者証及びパンフレットを卒業（大学院修了）時まで、保管してください。

※ 保険に関する問合せ先：3号館2階 学生生活課（TEL 03-3407-5093）

## アルバイトについて

### 学業との両立

学生の本分は学業にあります。無理な計画で学業を疎かにしたり、健康を害したりすることのないよう自己管理し、就労するようにして下さい。

外国人留学生在がアルバイトを希望する場合は、東京出入国在留管理局で資格外活動許可を受ける必要があります。詳細については、「留学生ハンドブック」を確認してください。

### 社会的責任

アルバイトは契約行為であり、社会的責任が伴います。

遅刻をしない、無断欠勤しない、人間関係に留意する等、社会のルールとマナーを守ってください。

### アルバイトの選択

アルバイトを選択するにあたっては、給与などの条件だけで安易に選択しないように注意しましょう。

特に下記のようなアルバイトには注意しましょう。

|                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 危険を伴うもの         | 警備員など                  |
| 人体に有害・人命にかかわるもの | 劇薬の取り扱い・ベビーシッターなど      |
| 法令に反するもの        | マルチ、ネズミ講商法に関するもの       |
| 教育的に好ましくないもの    | 夜間勤務など                 |
| 労働条件が不明なもの      | 歩合制セールス・賃金の支払いが不明なものなど |

注：18歳未満の学生は公職選挙法により選挙運動のアルバイトをすることはできません。違反した場合は処罰されますので注意して下さい。

### アルバイト中のトラブル

就労後、条件の相違や賃金不払い等の不都合が生じた場合、あるいはハラスメント等の被害を受けた場合は、大学から紹介を受けたアルバイトであるかどうかにかかわらず、直ちに学生生活課に相談してください。

## アルバイトの紹介

学生生活課ではアルバイトの紹介を行っています。本学で行っているアルバイトの紹介方法は2種類あります。

### ①学内掲示板・USH-Cloud の Student Life による紹介

家庭教師・学内アルバイトを紹介しています。

学生生活課前のアルバイト掲示板を確認し、「アルバイト申込書」を記入の上、学生生活課窓口へ提出し、紹介を受けてください。

### ②「聖心女子大学アルバイト情報ネットワーク」による紹介

本学では、株式会社ナジック・アイ・サポートが運営する「聖心女子大学バイトネット」に加入し、アルバイト紹介業務を委託しています。

利用登録後は学内外を問わず24時間、365日アルバイト求人情報を閲覧することができます。

掲載しているアルバイト情報は本学が保証するものではありません。

利用されるみなさんが、求人内容をよく検討し、納得した上で応募して下さい。

## 「聖心女子大学バイトネット」の利用方法

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規登録 | <p>①「聖心女子大学アルバイト紹介システム（バイトネット）」にアクセスする。<br/><a href="https://baitonet.jp/u-sacred-heart/">https://baitonet.jp/u-sacred-heart/</a></p> <p>②「ご利用登録」からメールアドレスを入力し、仮登録をする。</p> <p>③ 本登録のご案内メールが届くので、本文中の URL にアクセスする。</p> <p>④ 大学発行の E-mail アドレス (**@u-sacred-heart.ac.jp) とその他必須項目を入力し、本登録を完了する。</p> |
| 登録後  | <p>⑤ ④で登録した E-mail アドレスとパスワードで「ログイン」すると、アルバイト情報が閲覧できる。</p> <p>⑥ 希望の求人を検索し、求人先に各自連絡して労働条件を確認した上で、指示を受ける。</p>                                                                                                                                                                                       |

## 利用上の注意

- ・ ログイン ID・パスワードは絶対に他人に貸与しないこと。
- ・ 1 度に連絡する求人先は 1 社とし、結果が出てから次の求人先と連絡をとること。
- ・ 労働条件は納得いくまで確認すること。

- ・ 求人先を最初に訪問する際は必ず学生証を携帯すること。
- ・ システムに掲載の求人情報と実際の労働条件が異なる場合は、『アルバイト情報ネットワーク事務局（TEL 03-5325-0283）』に連絡すること。

## 褒賞制度

### 聖心女子大学学長賞

本学では、本学の学部学生、大学院学生、または本学の学生団体に顕著な功績のあった活動を褒賞する制度があります。

褒賞候補者は本学学生、教職員により随時推薦され、学長が決定、入学式で褒状などが授与されます。

### 聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ記念学長賞

学部学生で本学建学の精神をよく体现し、模範となる学生生活を送ったと認められる卒業予定者（4年次生）に卒業式で褒状などが授与されます。

自薦、他薦により学生生活課で申込み、選考の上、学長が決定します。

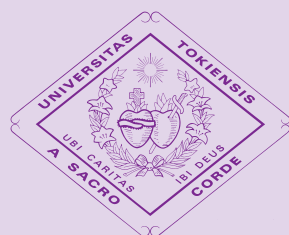
## 東京国立博物館「キャンパスメンバーズ」について

本学は東京国立博物館（東京都台東区上野公園 13-9）のキャンパスメンバーズ制度に加入しています。本学の在学生（研究生・科目等履修生を含む）は、学生証を提示することにより、総合文化展の無料観覧、施設利用料金の割引などの特典が受けられます。

皆さんの学習、研究活動、文化活動が充実することを目的としています。ぜひ積極的に活用してください。

詳細は東京国立博物館のホームページ <https://www.tnm.jp/> をご参照ください。





### Ⅲ 安全な学生生活

## 安全な学生生活

以下に挙げるようなケース、または SNS トラブル、ストーカー被害等でお困りの場合は、すぐに学生生活課へご相談ください。

### 遺失物・拾得物

学内で何かを紛失した場合、もしくは拾得した場合は、ただちに学生生活課へ届け出てください。特に、学生証やキャッシュカード・クレジットカード等を紛失した場合は、悪用されるおそれがあるため、できるだけ早く最寄りの警察およびカード会社・銀行へ届け出てください。

#### 拾得物の保管場所等について

- 学生生活課に届けられた拾得物は、原則として**落とし物コーナー（学生生活課斜め向かいの小部屋）**に置いてあります。落とし物コーナーに自分の物があったら、学生生活課に申し出たうえで引き取ってください。
- 記名があるなど落とし主が明らかな拾得物については、学生生活課内で保管し、Sophie で呼び出しをします。
- 貴重品については、学生生活課内で保管します。（一部の貴重品については警察に届け出ておりますので、窓口にてご照会ください）
- 拾得物の保管期間は2ヶ月です。

### 盗難に注意

盗難・置き引き等による被害は学内でも発生しています。所持品の管理には各自責任を持ち、**貴重品は絶対に手元から離さない**ように心がけてください。なお、万一学内で盗難にあった場合は、以下の手続きを行なってください。

- キャッシュカード・クレジットカードが盗まれた場合はただちに**金融機関やカード会社**に連絡する
- 警察に「被害届」を提出する  
（渋谷警察署 03-3498-0110）
- 学生生活課に「盗難届」を提出する

### 個人での海外渡航について

事前に「海外渡航届フォーム」（18 ページ）より学生生活課へ届け出て、大学公式 WEB サイトの「海外渡航時の安全確保」を確認し、各自責任を持って行動してください。

## 悪質商法について

以下に例示するようなセールス・商法には安易に乗らないよう、各自見識をもって対処してください。少しでも怪しいと思われるときは、「必要ありません」ときっぱり断りましょう。

**キャッチセールス**（化粧品、エステ、各種会員サービス、絵画、モデル・タレント養成講座など）

人通りの多い駅周辺やショッピング街などで、「無料体験キャンペーン中」、「アンケートにご協力願います」、「あなたならモデルになれます」、「お肌の無料診断をしています」、「割引で使える会員券があります」などと、販売目的を告げずに声をかけられることがあります。そこで立ち止まると、どんどん話が進み、その場で売りつけられたり、喫茶店や事務所に連れて行かれ、契約しなければ帰れない雰囲気の中で、商品やサービスを契約させられる商法です。

**アポイントメントセールス**（宝石・ジュエリー、語学教室、英会話教材、各種会員サービス、資格講座など）

電話や手紙で、「あなたが選ばれました」、「抽選で当たりました」、「キャンペーン中で安く利用できます」などと突然告げられます。「取りに来てください」、「説明を聞きに来てください」、「一度お会いしたい」などと喫茶店や事務所に呼び出され、長時間の説明（勧誘）によって、契約しないと帰れない雰囲気の中、商品やサービスを契約させられる商法です。

**マルチ商法**（カタログ販売、健康食品、化粧品、布団類など）

友人や先輩など親しい人間関係を利用して、「よいアルバイトがある」、「儲かる話がある」、「友人を紹介するだけで高収入になる」などと誘われます。商品を買って組織に入り、その販売利益のほか、新会員を紹介することによる紹介料等の利益を得る商法です。多額の商品を購入させられ、会員集めに奔走した結果、金銭的な損害のみならず親戚や友人との関係に破綻をもたらします。

**インターネット詐欺商法**（ネットショッピング、ネットオークションなど）

インターネット上で通信販売をするかのように見せかけ、代金を詐取するものです。インターネットオークションを装う場合もあります。なお、インターネットで通信販売を行う際には、事業者名、住所、電話番号等を表示することが法律により義務付けられています。これらが確認できない場合は利用してはいけません。

※ インターネット詐欺については下記の URL を参考にしてください。

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/internet.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/internet.html)

国民生活センター（インターネットトラブル）

<http://www.iajapan.org/hotline/>

インターネットホットライン 連絡協議会（相談先）



### クーリングオフについて

クーリングオフとは、消費者を保護するために設けられている制度で、契約をしてから一定期間内であるならば（例：法定契約書交付の日から、訪問販売・電話勧誘販売は8日以内、マルチ商法は20日以内）、理由を問わず消費者の側から一方的に契約を解除できるというものです。

クーリングオフは、電話ではなく、必ず書面で行います（コピーをとってから配達記録等により郵送）。詳しくは各地にある消費者センターへ問い合わせてください。

（渋谷区立消費者センター TEL 03-3406-7644、

東京都消費生活総合センター TEL 03-3235-1155）

### 薬物汚染について

最近、麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物汚染が急速に拡大しています。インターネットで簡単に購入できるなど、薬物に対する環境が変化してきています。薬物乱用は、心身に害を与え生命をおびやかすだけでなく、犯罪を引き起こすこともあり、一生を台無しにすることになります。誘惑に負けない強い意志と断る勇気を持ち、絶対に手を出してはいけません。

### カルト的宗教団体等の勧誘について

駅前や街頭で「アンケートに答えてくれませんか?」、「手相の勉強をしているのですが…」などと声をかけられることがあります。また、貼られているポスターに「自分を変えるチャンスです」、「悩んでいるのはあなただけじゃない」などといった文言を見かけることがあります。こうした形で実は勧誘活動を行っている団体・サークル（\*\*研究会、セミナー、協会、教会、友の会など、名称は様々です）の中には、反社会的活動や危険な宗教活動を行うカルトの疑いがもたれているものもあります。

どのような団体・サークルであっても、①当該団体・サークルの名前と活動内容をまず確認する、②安易に住所・電話番号等の個人情報をお教えしない、③一人では絶対に説明を受けに行かない、などの点を心がけ、よく考えて行動するようにしてください。学内で不審者を見かけたり、何か疑問に思うことがあるときは、すぐに学生生活課に連絡してください。

## 個人情報保護について

本学における個人情報の保護に関しては、USH-Cloud（学生向けページ）の「個人情報保護について」に掲載されている「聖心女子大学個人情報保護基本方針」、「聖心女子大学個人情報保護規程」、「個人情報の保護について（学生向け）」によって知ることができますので、よく目を通しておいってください。

以下は、上記「個人情報の保護について（学生向け）」の内容を要約したものです。

### 個人情報とは

個人情報とは、「プライバシー」よりも広い概念で、**当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他によって、特定の個人の情報であることが分かるものすべて**をいいます。具体的には皆さんの、例えば住所、家族関係、宗教、身体的特徴、病歴、学歴、所属団体、所有財産内容、成績、進路希望、電話番号、メールアドレス、写真、メールの交信記録、学籍番号、クレジットカード番号、銀行口座番号などで、「〇〇さんの情報」と分かるものはすべて個人情報です。

### 個人情報保護法

平成 17 年 4 月 1 日から「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が施行されました。この法律により、個人情報を取り扱う事業者（一般企業のほか、大学など学校も含まれます）に対して、次のことができるようになりました。

- 個人情報の提供を求められた（アンケートなどに記入する）場合、利用目的がはっきりしないか、または自分に不利益になると判断したときは提供を拒否すること
- 説明を受けた利用目的以外に個人情報が使用されている場合、その使用停止を求めること
- 偽りや不正な手段によって個人情報が取得された場合、その情報の消去または利用停止を求めること
- 個人情報の内容が誤っている場合や、変更を届け出たのに修正されていない場合、訂正を求めること
- 本人の同意なしに第三者へ個人情報が提供されていることが分かった場合、そ

の情報提供の停止を求めること

なお、個人情報を取り扱う事業者の側は、以上のような請求等に応じる義務があるほか、適正な個人情報漏洩防止対策を講じることも義務づけられています。

## 大学に対する開示等の請求

本学も、大学（個人情報取扱い事業者）として、上記の個人情報保護法の適用を受けています。したがって、次のことが可能です。

- 各部署や研究室から色々な様式の種類で、学籍番号・氏名・住所や電話番号などの個人情報を記入することが求められた場合、その利用目的が明らかでないときは、利用目的を説明するように要求できます。要求に応じてもらえない場合は、相談窓口である総務課（12 ページ参照）へ申し出てください。
- 本学がどのような内容の個人情報を保有しているか、開示するよう請求できます。開示の請求を行う場合は、「個人データ開示等請求書」（所定用紙）に必要な事項を記入して総務課へ提出してください。ただし、**次の項目については開示しないことにしています。**
  - (1) 開示等の対象が次のものである場合
    - ・ 学生の指導、評価、診断、選考などに関するもの
    - ・ 開示請求の対象となる保有個人情報に第三者の個人情報が含まれているもの
  - (2) 開示等によって次に該当すると本学の個人情報保護委員会が判断した場合
    - ・ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるもの
    - ・ 法令その他行政機関の命令に違反するもの
    - ・ 本学における業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるもの
- 本学の保有している個人情報が説明を受けた利用目的以外に使用されていることが分かった場合は、その使用停止を請求できます。また、個人情報の内容が正しくないときは、訂正の請求ができます。これらの請求についても、「個人データ開示等請求書」（所定用紙）に必要な事項を記入して総務課へ提出してください。

## 個人情報を取り扱う場合の注意

学生である皆さんも個人情報を取り扱うことがあります。例えば、課外活動やゼミなどで名簿を作成する場合は、個人情報取扱い事業者と同様、次のことに

じゅうぶん注意を払いましょう。この注意を怠ると思わぬトラブルに巻き込まれる危険性があります。

●氏名・住所・電話番号・メールアドレス・写真等の個人情報を集める場合は、必ず利用目的をはっきりさせ、本人に通知するようにしてください。

・原則として大学からは課外活動団体等に対する個人情報の提供を行いませんので、各団体が直接個人情報を集めることになります。

・不必要な情報は集めないようにすることも重要です。

●集めた情報は絶対に漏洩しないよう、十分な管理を行ってください。

・個人情報のデータを管理しているパソコンやUSBメモリ等記憶媒体の盗難及び紛失に気をつけましょう。

・できあがった名簿などは関係者以外には渡さないようにしましょう。

・パソコンでプリントアウトした紙は厳重に管理するとともに、不要になったら即シュレッダー処分する習慣をつけましょう。また、裏紙の使用は避けてください。

●名簿の印刷・製本などを印刷会社等へ依頼するときは、事前にその会社の個人情報保護に対する取り組み姿勢が十分なものであるかどうかを確認するようにしてください。印刷会社の選定や契約締結にあたっては、学生生活課などで相談してください。

●本人の同意がない場合は、第三者へ個人情報を提供しないようにしてください。

### マイナンバーの取り扱いに注意

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行に伴い、平成28年1月より社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まりました。

マイナンバーは原則一生涯使う番号です。取扱いには十分に注意し、安易に他人に開示しないようにしてください。

## 個人の活動

### マス・メディアでの活動

本学では、これまでテレビや新聞・雑誌を始めとするマス・メディアでの活動について、本人の不利益になる可能性を重く見て、原則として禁止してきました。しかしながら、昨今の社会状況をみると、インターンシップなどに代表されるように、学生時代の社会活動体験は、キャリア形成の一環であり、マス・メディアでの活動もまた、そうした社会活動の一つと考えられるようになってきています。そこで、学業に支障のない範囲で、本学の学生がこれらの活動を行うことを容認することとしました。

ただし、マス・メディアで活動することは、社会的影響が大きく、また多くのリスクも伴っています。活動に付随するリスクを十分に認識した上で、節度と品位のある活動を心がけてください。在学中は、本学の一員として、本学の教育方針に沿うことが求められます。大学名を出さなくても、活動の内容や社会的影響が本学にとって著しく不利益・不名誉となると判断された場合は、学則により処罰の対象となることがありますので、迷う場合は学生生活課または学科の専任教員に相談してください。

課外活動団体がマス・メディアで活動する場合も、同様に事前申請が必要となります。顧問の承認を得たうえで、学生生活課に申し出てください。

なお、ここでのマス・メディアとは、テレビや新聞など、外部団体が運営している組織を指しています（放送局の開設しているホームページなども含む）。個人のアカウントで情報発信をするソーシャルメディアについては、「**ソーシャルメディア扱いのガイドライン**」（43 ページ）および「**SNS 利用の注意**」（50 ページ）をよく読んで、それにしがたってください。

●マス・メディアでの活動は、すべて**事前申請による許可制**となります。提出された書類に基づいて学生担当副学長が可否を判断し、学生生活課から結果を通知します。以下の手続きにしがたってください。

1. 本学の専任教員に申し出て相談のうえ、学生生活課で「**マス・メディア関係等の学外活動申請書**」を受け取る。
2. 必要事項を記入し、学生および保証人の欄にそれぞれ自署捺印のうえ、所属の学科代表委員（1 年次生は 1 年次センター長）の承認を得て、学生生活課に提出する。
3. 例えば、街頭で受けたインタビューがそのまま掲載されたなど、事前に申請できなかった場合でも、事後にすみやかに申請すること。

### その他の活動

学生が個人として参加している学外の政治・社会・文化諸団体等の活動を、学内で行うことは原則として認められません。

## 聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン

ソーシャルメディアとは、インターネットにアクセス可能で、情報交換が可能なあらゆる情報手段のことを指します。具体的には、WEB ページ、その応用としてのブログ、プロフィール、Wiki など。SNS に利用できる Facebook、LINE、Instagram など。X（旧 Twitter）とその連携ソフト、情報投稿サイトである YouTube、ニコニコ動画などを総称します。

今やソーシャルメディアはその利便性と浸透によって、とても魅力的なコミュニケーションの手段となりました。情報の発信、収集、意見交換の場として、あるいは同じ興味や関心をもつ人と出会い、交流を国内外に広げる場として、充実した大学生活を送る上でおいに活用してください。

一方で、ソーシャルメディアは、扱いを間違えると予期せぬ重大な問題を引き起こすことも事実です。ソーシャルメディアを活用する際は、次の3点を心がけてください。

ソーシャルメディアの  
特性をよく知っておこう

現在の自分と、  
将来の自分を守ろう

他者に敬意を払おう

皆さんが早めに問題に気づき、トラブルに巻き込まれないようにするためにこのガイドラインは作成されました。ガイドラインをよく読み、ソーシャルメディアをしっかり理解したうえで利用してください。

### ●ソーシャルメディアの利用における情報の扱い

ソーシャルメディアでは、「友達設定」「リンク設定」「フォロー」など、他者による招待から交流が始まる場合があります。そのような誘いがあった場合、それを安易に受け入れる前に、その行動がどのような結果を生み出すかを考え、好ましい結果や失敗の事例などを良く知り、慎重に対応する必要があります。

#### ・貢献できる参加者になる

あなたがソーシャルメディアに参加する際は、良識ある態度で参加するとともに、そのメディアに対して貢献できるよう心がけてください。議論を乗っ取り、自分や自分の所属する組織の宣伝に関する情報を投稿するなどして、

議論の方向を転換してはいけません。自分を宣伝する行為は読み手からネガティブに受け取られ、WEB サイトやグループから追放されることもあります。

- **よく考えてから投稿する**

「プライベート」なソーシャルメディアサイトなどというものは存在しません。鍵付きアカウントや非公開グループであっても、第三者に情報が漏れるものだと考えてください。投稿がされた日からずっと後になっても、検索サイトはあなたの WEB 上での発言や投稿した写真を探し当てることができます。コメントは転送やコピーをされる可能性もあります。あなたが発言を削除した後でも、アーカイブシステム（履歴システム）は情報を保持し続けます。ある特定の話題に対して気分を害したり、怒りを覚えたりした場合、その話題について冷静に考えられるようになるまで投稿するのを控えましょう。一時の感情で発言するのは大変危険です。公共の場で、快く共有できるような情報だけを投稿するようにしましょう。

- **発信内容は、将来まで影響する**

あなたは、あなた自身のサイト上での発言や、他者のサイト上での発言に関して、責任を持たねばなりません。ソーシャルメディア上でも、著作権の侵害や商標の安易な使用、誹謗中傷や、名誉毀損、（法廷で判定される）わけのつな表現にならないよう責任を持つ必要があります。最近では、就職活動において、雇用者が雇用希望者を WEB で検索することが増えてきています。あなたが WEB 上で発言したことが将来あなたを困らせることがないように、よく気をつける必要があります。

- **同質的な情報に埋まりやすくなる**

ソーシャルメディアは、あなたが好ましいと思う情報を提示し、同じ関心や価値観を持つ人同士がつながりやすくなるようプログラムされています。その結果、同質的な情報に埋もれてしまい、特定の意見や思想が増幅されてしまうことがあります。特定のソーシャルメディアだけでなく、異なるメディア（新聞、テレビ、雑誌など）を確認し、多様な人々との交流を積極的にもつことを心がけましょう。



以下、利用上の留意点を示します。

### 【守秘義務を守ること】

聖心女子大学や聖心女子大学に所属する教職員、学生、卒業生、そしてあなたの友人に関して、守秘義務のある情報や私的な情報について、WEB上に発言してはいけません。どの程度機密性がある情報なのか、発言・投稿する前によく考えてください。

### 【プライバシーを守ること】

ソーシャルメディア上で、本人の許可なく他人の個人名や写真を掲載したり、それらを用いた議論を行ったりしてはいけません。あなたが公共の場で表現しないようなことは、WEB上でも同じように表現してはいけません。

### 【間違いは正して明記すること】

もしあなたが誤った内容を発信してしまった場合は、それを認め、素早く訂正してください。ソーシャルメディア上に投稿した場合、あなたは以前の投稿自体を削除して投稿し直したいと思うかもしれません。しかし、修正以前の古い記事をそのまま保持している人もいます。訂正したことを明記することが賢明です。

### 【他者に敬意を払うこと】

よくない行動について議論する、あるいは特定の考えや人物を批判する場合、他者に配慮することを十分に心がけて下さい。

### 【偽名を使わないこと】

誰か別の人になり済まないこと。匿名による発言であっても、追跡ツールを用いれば、誰が発言を行ったか特定することができます。

## ●ソーシャルメディアにおける安全性とプライバシーの保護について

インターネットは世界中の利用者に開かれています。しかし、扱いを間違えると危険に遭遇することもあります。また、被害者ではなく、知らないうちに加害者になっている場合もあります。ソーシャルメディアを使用する際には、次のようなことを自問するようにしてください。

☒ あなたのプロフィールや個人情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか？

あなたの個人情報について、部分的に閲覧を制限することはできても、完全に



制限することはできません。そして、既に誰かがあなたの情報を共有してしまっている場合、その情報に対して、あなたはもうコントロールすることはできません。

詐欺師や他人のアカウントを奪う「なり済まし」の被害を受けないよう、個人情報情報は公開しないことが大切です。自分の家の住所や電話番号を掲載しないことはもちろん、パスワードの更新なども定期的に行ってください。また、推理によって個人の情報が特定されないように、発信内容に注意しましょう。

**✔個人情報がどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか？**

見知らぬ人にあなたの情報をどれだけ知られても構わないと思っていますか。自分の携帯電話の番号、住所、e-mail アドレス、時間割、所有物のリストなどを公開してしまった場合、あなたの公開した情報にアクセスする全員が、あなたのプライベートや大切な空間を保護・尊重してくれるとは限りません。近所の風景写真をアップしただけのつもりが、GPS 情報が付加されていて、住所が判明したという事例もあります。値引きの条件として、携帯電話でメールすることを要求された場合、その値段で、あなたのメールアドレスを売っているのと同じであることも知っておく必要があります。

**✔大切な人が、あなたのことを、あなたが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか？**

あなたの公開しているプロフィールから、大学の教職員や学内外の友人はどんなイメージを抱くと思いますか。将来、あなたが就職を希望している企業の人や大学院入試の面接官がこのプロフィールを見たら、どんなイメージを抱くでしょうか。隣人、家族、両親はどうでしょうか。どの情報を公開すべきで、どの情報を非公開にすべきか、考えていますか。

**✔情報は公共の場で披露しても大丈夫な内容ですか？**

あなたが WEB 上で公開しようとするメッセージの内容が、実際に顔を突き合わせての会話や電話での会話、その他のメディアによる会話において不適切なものであるならば、ソーシャルメディア上においても同様に不適切です。あなたが WEB 上に掲載しようとしている内容は、新聞や雑誌に明日、あるいは 10 年後に載っても大丈夫ですか。よく自問してください。

**☑ インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか？**

冗談のつもりで投稿した発言を撤回することができるのでしょうか。インターネットの情報は、様々なコンピュータにキャッシュ（書き込まれた情報に関する記録）としていつまでも残ることがあります。したがって、インターネット上に書き込まれた情報を削除することは大変困難です。あなたのインターネット上で発言は、原則としてインターネット上に残り続けます。すなわち、一度発信した情報を削除することは実質不可能なのです。

**☑ 自分以外の写真や情報に関して投稿する際、きちんと許可を取っていますか？**

あなたは、有名人のネット画像を許可なく投稿に使用して、有名人の肖像権（パブリシティ）や撮影者の著作権を侵害していませんか。知らない人の写真、友人の写真を、本人の許可なく撮影し、投稿に使用して個人の肖像権（プライバシー）を侵害していませんか。ソーシャルメディアの利用に写真・動画の投稿は欠かせなくなっていますが、一般人であっても撮影の許可と公開の許可の両方がなければ肖像権侵害にあたります。

**☑ スパイウェアやインターネットウィルスから保護するためのソフトはインストールされていますか？**

インターネットのサイトの中には、スパムメールを送るために、あなたの個人情報を読み取ろうとするものもあります。また、あなたのパソコンの中にあるデータを破壊することを目的として作られたウイルスに感染するよう、リンクの貼られたサイトもあります。このウイルスは、あなたと交流のある誰かのパソコンにも感染していきます。

ウイルスなどによる破壊的な攻撃に備え、ポータブルハードディスクやUSBメモリにあなたのデータのバックアップを取ることを忘れないようにしましょう。

**●大学名を明示してインターネット上に発信する場合の注意事項・  
遵守事項**

本学がマスコミでの情報発信に一定のルールをもうけているのは、情報が独り歩きして興味本位に扱われ、大学の伝統や品格を損なうことのないよう配慮して

いるためです。ソーシャルメディアの場合は、マスコミ以上に心配な要素があります。

あなたが大学の名前を使ってソーシャルメディア上で発言を行う場合、他のユーザーたちはあなた個人のことを知らないのだということを心に留めておいてください。他のユーザーたちは、あなたの発言を「大学を代表しての発言」として受け取るかもしれません。あなたの発言は直接、聖心女子大学を反映します。よく気をつけ、礼儀正しく振る舞うようにしてください。

聖心女子大学の名前が明示されたソーシャルメディアサイトを立ち上げたり、聖心女子大学の学生であることを明記して WEB 上に発信したりする場合には、これまでのガイドラインに加えて、以下のことを遵守してください。

### 【発信に際して】

#### ・正確な情報発信に努めること

発言する前に、その発言の内容に虚偽がないことを確かめてください。発言後にその発言の訂正や撤回の旨を投稿するのではなく、発言の前に、情報源に照らし合わせてその情報の真偽を検証することが必要です。あなたの発信した内容が、あなた自身を傷つけるだけでなく、興味本位に扱われて、大学の伝統や品格を損なう原因にならないよう注意してください。

#### ・発言が偏らないよう注意すること

個人を標的にした侮辱やわいせつな発言やヘイトスピーチ、そして、聖心女子大学のコミュニティに受け入れられないような行為に従事・加担しないこと。また、他者のプライバシーや、政治思想や宗教といった繊細な問題についての発言の際にはよくよく熟考してください。

### 【ソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合】

#### ・承認を求めること

聖心女子大学の名前が明示されたソーシャルメディアサイトを立ち上げたり、そこで発言を行ったりする場合、大学の許可が必要です。また、明示していないつもりでも、相互の情報をつき合わせると、聖心女子大学であると特定される場合も同様です。所定の手続きで、承認を得てください。

#### ・責任を持つこと

あなたがソーシャルメディアに書き込んだ内容について、最終的に責任を

持つのはあなたです。ただし、聖心女子大学を代表してソーシャルメディアサイトに参加することはあなたの権利ではなく、条件付きで許可されてのことです。したがって、ソーシャルメディアサイトへの発言は慎重に、そして責任を持って取り組んでください。

- ・**管理人を決めコメントを監視すること**

ソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、不適切な発言が拡大しないように、発言やその内容を定期的に監視できる者を管理人として任命し、サイトの保全に努めてください。管理する側にとって、フォロワーや閲覧者からのコメントは歓迎すべきものです。しかし、コメントが表に出る前に、管理人がそのコメントを閲覧し承認しなければ公開できないように設定しておくことをすすめます。また、そうすることでスパムコメントを削除することもできますし、攻撃的、あるいは無意味なコメントをする個人をブロックすることも可能です。

- ・**聖心女子大学のロゴを無断で使用しないこと**

あなたが大学の名前を明示してソーシャルメディアに投稿を掲載する場合も、大学のロゴを無断で使用しないで下さい。ロゴの使用については、別途許可が必要となります。

## **【参考にした資料】**

・ *Guidelines for the Use of Social Media, UNIVERSITY OF MICHIGAN, 2011*

Copyright © University of the Sacred Heart, Tokyo 聖心女子大学

## SNS 利用の注意

X (旧 Twitter) や Facebook、Instagram など代表される SNS は、情報の収集や発信、コミュニケーションのうえで大変有効な手段であり、今やみなさんの学生生活に欠かせません。しかし、便利で手軽に使えるツールである一方、使用上のマナーやリスクに対する理解は充分とは言えません。よく気をつけて使わないと、思わぬところで自分や他者を傷つけるだけでなく、重大な事態を引き起こすことがあります。

### ◆ SNS の情報は、全世界に発信されています

アクセス制限をしていない (鍵をかけていない) アカウントは、ただの独り言のつもりでも、全世界に向かって情報を発信しているのと同じことです。SNS 上では、独り言や友達のおしゃべりの感覚で手軽に使えるため、あまりその自覚がないかもしれませんが、私的な友達同士のおしゃべりであれば問題がないことでも、「**不特定多数に向かって発信した**」場合は、**個人情報の漏えい、名誉毀損、プライバシー侵害、パブリシティ侵害、守秘義務違反などの点で問題になる**ことがあります。最悪の場合は、停学・退学、内定の取り消し、解雇といった処分を受けるだけでなく、損害賠償などの法的な責任を追及されることがありますので、十分に注意してください。実際にこうした処分を受けている事例はたくさんあります。

自分の発言が、フォロワーや身近な人にしか見られていないと思っている人が多いのですが、実際は、多数の教職員目に触れていて、すでに個人が特定されているケースも複数あります。**見られていないと思込んでいるのは「あなただけ」**です。

大学は、発言に問題のある学生に対して、(犯罪行為、反社会的行為に発展すれば別ですが) 即刻、停学や退学といった措置はとりません。むしろ、それを指導・教育するのが大学の役割だからです。しかし、それは、あくまで教育的配慮によるもので、問題発言が許容されているわけではありません。一方、アルバイト先や企業は、問題の多い学生は容赦なく切り捨てます。今、企業は学生の発言を、みなさんが想像している以上に綿密にチェックしていて、採用試験の参考に使っています。

### ◆ SNS 上に、完全なプライバシーや完全なセキュリティはありません

いったん投稿した発言は永遠に残り、過去の発言も遡って検索できます。本人が削除しても、フォロワーに送られたものやリポストされたものまで、すべてを削除することは不可能です。したがって、就職活動の間だけなど一時的に注意しても全く意味はありません。**今(学生時代の)の軽率な発言が、自分の将来をつぶす可能性があることを重々認識してください。**

アカウントに鍵をかけるなどして、アクセスを制限していても、システムエラーや、フォロワーのミスあるいは悪意によって、意図的・無意図的に内容が漏えいされる可能性は決して低くはありません。また、(あなたの) 投稿によって犯罪や反社会的行為、訴訟など何らかの問題が発生した場合、プロバイダ責任制限法によって被害者には発信者情報を開示請求することが認められています。ネット情報は「書き捨て御免」では済まず、発信者 (加害者) は IP アドレス開示を通じて特定され、被害者から損害賠償を請求されることがあります。被害者が訴訟を起せば、それはニュースで事件として報じられ、発信者 (加害者) であるあなたの属性等を社会が知ることになります。すなわち、**ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありませんし、裁判になれば社会的な注目をも集めます。**SNS でアクセス制限をしていることに対して安全を過信することなく、投稿の内容 (発言、画像、動画) には十分注意してください。

### ◆ SNS は誹謗中傷や炎上が起こりやすいメディアです

SNS は、自身の投稿が匿名である (と思込んでいる) という特性や、投稿先の相手の顔が見えないため、誹謗中傷や炎上が起こりやすくなります。自身が加害者とならないよう留意することはもちろんのこと、被害者になることもあるということを想定しておいてください。被害に遭った際には一人で抱え込まず、必ず大学、家族、信頼に足る友人など、身近な人に相談してください。

## (1) 他者の個人情報・職務上の機密情報をポストしない

個人情報は、実名や顔写真、肩書き、所属だけでなく、行動履歴も含まれます。個人には、こうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。誰でも、自分の行動・生活パターン、居住地域、行動範囲などを、不特定多数に知られない権利があります。たとえば、街中で有名人、あるいは友人や先生を見かけたとき、あなたの気軽なポストや写真や動画の投稿が、本人に迷惑をかけるだけでなく、あなたが訴えられたりすることがありますので、原則として、そのような情報をポストしたり、写真や動画を投稿してはなりません。

また、大学や企業など、所属する団体に対して、所属メンバーは守秘義務があります。たとえば、アルバイト先のシステム、顧客情報などは、たとえ一部であったとしても、それを従業員がX（旧 Twitter）や Facebook、Instagram で公開するのは、守秘義務違反、服務規程違反に当たります。大学についても同じことで、外部には公にされていないことを守秘する義務があります。教職員や学生の個人情報、学内のアルバイトで知り得た部署の情報、入試の面接委員や監督者の配置、受験生のことなど、学内の情報を漏えいすることは許されません。

## (2) 他者を誹謗中傷するポストをしない

実名が出ていればもちろん、実名が出ていなくても、関係者にその個人や団体が識別できる形で、社会的評価を不当に貶める誹謗中傷は、名誉毀損に該当します。友人や教職員、大学やアルバイト先、就職活動先に対する一方的な不平・不満、暴言は、相手の名誉を毀損している可能性があります。名誉毀損にならなくても、相手がそれを不快と感じれば、精神的損害を理由とする賠償の問題になり得ます。ヘイトスピーチのような、他者の民族性、宗教、性的指向、容姿などについて侮辱・攻撃・脅迫する内容は決して投稿してはいけません。

他者に対する感情を一方的に発散しているポストが見られますが、もし、相手が法的な措置をとれば、圧倒的に不利になります。ポストする側に悪意がなく、ただの冗談や軽いツッコミのつもりでも、相手が「社会的評価を貶められた」「精神的苦痛を受けた」と認識すればアウトです。また、誹謗中傷によって追い詰められた人は、命を絶つことすらあります。自分が投稿する際は、同じことを自分が書かれた時にどう感じるかを必ず意識してください。

ハラスメントなど本当に問題がある場合は、X（旧 Twitter）ではなく、リアル世界で合法的な手段に訴えてください。

### **(3) 法律違反・不正行為・モラル違反にあたる内容を ポストしない**

未成年飲酒、飲酒運転のような法律違反、カンニング・剽窃のような不正行為だけでなく、社会生活上のモラルを逸脱した行動や発言をしたことをSNSで公表すると、ネット上でも激しい批判を浴びるだけでなく、その結果、あなた自身の個人情報ネット上で探索され、公開されるリスクを有しています。あなたの実名、顔写真、所属はもちろんのこと、住所や電話番号、さらにはあなたの交友関係、家族の情報までが、あらゆる方面から集められ、ネット上に公開されることもあります。軽率な発言の結果として、あなたも家族も、いたずらに電話や嫌がらせ、ストーカー、泥棒などに悩まされることになります。

就職活動の際、企業はあなたに関するネット情報も、過去に遡って検索します。過去に起こしたトラブル、X（旧 Twitter）や Facebook での発言内容、フォロワーの質などからも、あなたという人間が判断されることになります。どんなに採用試験で頑張っても、ネット上でトラブルを起こしていたり、マナーをわきまえていなかったりする人物は、社会人として信用されません。

### **(4) 責任のもてない情報を拡散・リポストしない**

あなた自身が発信者でなくても、あなたが拡散した情報に対して責任が生じます。もしその情報が間違いや捏造、無断で取得された画像であった場合に、「知らなかった」「悪意はなかった」では済まされないのです。事件とは無関係の人が、加害者であるという噂や個人情報が拡散されるような事例もありました。些細なことがきっかけで誹謗中傷が集中し、自殺という最悪の結果を引き起こした事例もあります。最近では、画像のリポスト・拡散にも権利侵害が認められるケース（※ 最高裁判例）があります。あなたが無責任に拡散・リポストした結果として、あなた自身が道義的な責任はもちろん、法的責任を問われることもあります。

情報の吟味は、皆が不安を抱えて情報を求めている、災害時などではとくに重要です。善意のつもりで転送や拡散をしたとしても、緊急情報・安否情報・支援要請などに関わる不確かな情報や間違った情報が、混乱やパニックを招き、関係者に多大な迷惑をかけることもあります。情報を広げる行動には責任が伴うことを忘れないでください。

受け取った情報は鵜呑みにせず、まず冷静に内容を吟味し、情報源を確認してください。すぐに判断ができない場合は、保留してください。



## 課外活動におけるソーシャルメディアの利用について

課外活動の広報や連絡に、X（旧 Twitter）や Facebook などのソーシャルメディアを活用するケースが増えてきました。課外活動で大学名を公表してこれらのソーシャルメディアを活用することを、大学としては好意的に認めますが、利用にあたっては、聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドラインと、SNS 利用の注意に準じます。

課外活動の場合は、活動内容や練習風景の紹介、公演や部員募集などの告知が中心となりますが、その範囲を大きく超える場合は、事前に相談してください。

- アカウント開設に当たっては、必ず団体の顧問の了解を得たうえで、所定の申請書に記入し、学生生活課に申し出ること。
- SNS 利用の責任者を置くこと（部長か副部長が望ましい）。また、アカウントの ID とパスワードを共有する、あるいは、責任者がプリントアウトを用意し定期的に提出するなどして、顧問に随時投稿内容を確認してもらうこと。
- 大学の公式アカウントと見なされることを意識し、投稿内容（テキスト／写真）には十分に配慮する。個人情報への漏えい、他者への誹謗中傷、モラルに反する内容などを投稿しない。特に、部員の顔写真の掲載は（集合写真であっても）必ず本人の了解を得ること。個人名は原則として出さないことが望ましい。（指導者・コーチ、部員やその友人が、個人で使用している SNS に団体の活動について投稿する場合も同様である。）
- 万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合は、すぐに顧問および学生生活課に届け出ること。



## ハラスメント相談の手引き

聖心女子大学では、大学、卒業生、教職員、学生、学院関係者が一体となって教育コミュニティーを形成し、相互の信頼に基づく人間関係と明るく活気のある学内環境の維持につとめています。それゆえ、大学にかかわる私たちはみな、一人ひとりの人間をかけがえのない存在と認識し、お互いの人格を尊重し合うという理念の実現へと招かれています。

この理念に反する行為が起こらないように、また不幸にも起きてしまったときには、一刻も早く事態を改善できるように、大学は全力を尽くします。

### ハラスメントは人権侵害です

人格の尊厳を軽視した行為は、それを受けた人に精神的な不快感を与えます。これを、通常、ハラスメント（いやがらせ）と呼びます。

ハラスメントには、次に挙げるような行為が含まれます。

- ・ 性的な関係を強要したり、それを拒否した相手に不利益を与えたりする
- ・ 性的な言動によって、学習環境や職場環境を著しく悪化させる
- ・ 性的な関心に基づいた誘いやメール等での接触
- ・ 人格に対して執拗に叱責や攻撃を行う
- ・ 優位な立場を利用して教育目的や職務とは無関係な指示や命令を行う
- ・ 性別や容姿、思想、宗教、出身地、その他の個人的、社会的属性に基づいた差別的言動
- ・ 人格に配慮しない一方的で感情的な指導や指示

これらの行為は、授業時間内でも時間外でも（勤務時間内でも時間外でも）、キャンパスの中でも外でもハラスメントと見なされます。また、ハラスメントの意図があっても無くても、受けた人が自己の人格を軽んじられ、不快と感じればハラスメントは成立します。さらに、受けた本人でない第三者が不快に感じる場合にも、ハラスメントと見なされることがあります。

## ハラスメントを受けたと感じたら

ハラスメントを受けたと感じた場合には、まず、明確に不愉快であることを相手に伝え、改善を求めることが効果的です。しかし、相手との関係が気まづくなる場合や、さらなる不利益が懸念される場合など、明確な意思表示ができないケースも多々あります。決して自分を責める必要はありません。

そうした場合のために、本学には、問題の解決を図るための専門委員会である、ハラスメント防止委員会が設けられています。ハラスメントを受けて困ったとき、問題が深刻化する前に、まずはハラスメント相談員に相談してみてください。相談者の意向をまず優先し、一緒に改善、解決の方法を探っていきたいと思います。

必要な場合には、ハラスメント防止委員会の下に調査委員会を設けて調査・審議を行い、大学として責任を持った対応を行います。

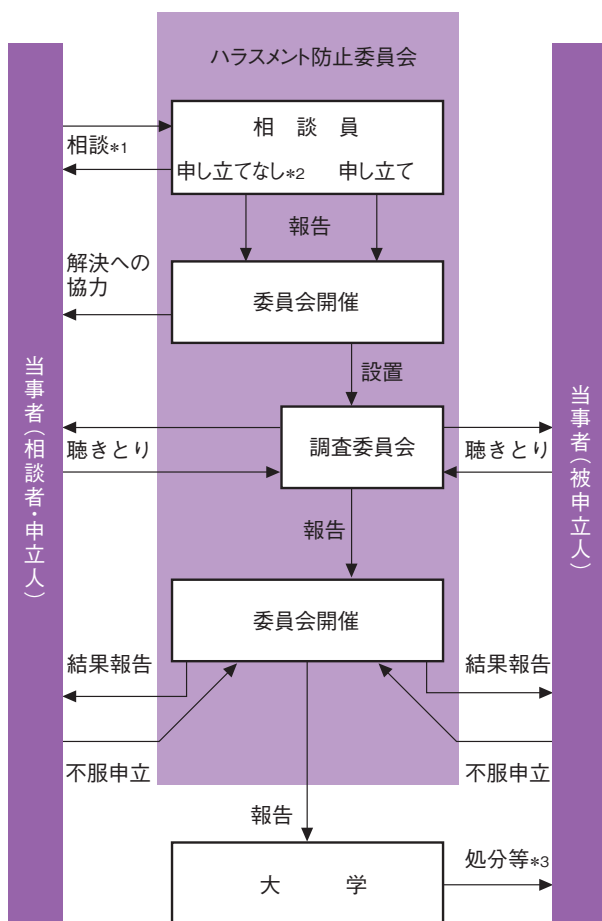
## 相談の方法

ハラスメント相談員への連絡は直接、メールでアポイントメントを取るか、あるいは、学生生活課の窓口まで来てください。もちろん、相談者の社会的立場やプライバシーは厳密に守ることをお約束いたします。また、相談することによって、学業や職務の評価が不利になることはありません。相談員は相談を受けたからといって、いつも委員会に持ち込むわけではありません。個々の相談員は、つねに相談者の気持ちを尊重しながら一緒に対応策を考えていきます。相談したとたんに大騒ぎになるのでは、と心配することはありません。つらいと感じたときには問題を一人で抱え込まず、相談してください。

## ハラスメント相談員

今年度のハラスメント相談員の氏名等は、USH-Cloud（学生向けページ）のハラスメント防止関係「ハラスメント相談員」をご覧ください。

## 相談と救済の流れ



\*1 相談の秘密は守られます。また、相談員が解決のための行動を起こす場合は、その都度、事前に相談者に意向を確認します。

\*2 申し立てをしない場合も、相談員は問題解決に必要な援助と情報を提供します。

\*3 ハラスメント行為があったと認定された場合、被申立人は就業規則等により、処分を受けることがあります。

## 防災（非常時の行動）

非常時に備え、まず巻末の「構内図」を参照し、日ごろからキャンパス内の避難経路を確認しておいてください。また、自動火災報知設備（非常ベル）、消火器および屋内消火栓のある場所を覚えておいてください。

学内の廊下に避難経路図を掲出してありますので、確認するようにしてください。

### 1. 火災予防

キャンパス内、特に教室・課外活動部室等では、日ごろから火災予防に細心の注意を払ってください。

- 大学構内での喫煙は厳禁です。キャンパス内に学生の喫煙場所はありません。
- 重要文化財の指定を受けている正門・パレス・クニハウスおよびその周辺は、火災予防条例の規制により禁煙・火気厳禁・危険物持込禁止となっています。

### 2. 火災発生時の行動

- 火災を発見した場合は、ただちに大声で周囲に知らせ、近くの自動火災報知設備の発信機のボタンを押してください。
- 管理棟1階の総務課（TEL 03-3407-5218）または正門警備室（TEL 03-3407-5460）へ通報し、消火器等を用いて初期消火に努めてください（下記「消火器の使い方」参照）。
- 避難は、非常放送による大学（総務課）からの指示に従って行動してください。

#### ★ 消火器の使い方 ★



① 安全ピンを引き抜く



② ホースを外し火元に向ける



③ レバーを強く握って放射する

\* 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/> より

### 3. 地震発生時の行動

- 地震が起きた時、すぐに外へ飛び出すことは危険です。まず、机の下などに身を伏せ、頭上からの落下物に注意しつつ、しばらく様子を見てください。
- 火気を使用していた場合は、火の始末をしてください。万が一火災が発生した場合は、上記「2. 火災発生時の行動」に従ってください。
- ドアを開放し、避難路を確保してください。
- 避難は、非常放送による大学（総務課）からの指示に従って行動してください。

### 4. 南海トラフ地震に関連する情報

- 南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まったとの報道がされた場合の行動は次によります。
  - ・在宅時は、そのまま待機してください。
  - ・通学途中、または帰宅途中の場合は、原則として帰宅してください。帰宅が困難と判断したときは、無理をせず最寄りの避難所に避難してください。
  - ・在校中は、大学からの指示に従ってください。
- 南海トラフ地震に関する警報等が解除された場合の授業再開については、交通機関が不通の場合（7ページ）に準じます。

### 5. 災害時の連絡

- テレビやラジオの情報には十分注意するようにしてください。
- 災害時の家族との連絡方法も日ごろからよく話し合っておいてください。家族間の連絡については、NTTの171をはじめ各通信会社が行っている災害用伝言ダイヤルや、災害用伝言サービスを活用することができます。各通信会社のホームページ等でその機能を確認しておいてください。

### 6. 安否確認

- 大学では大規模地震などの緊急事態が発生した場合、学生のみなさん全員の安全を確認する手段として安否確認メールを各自の持つ@u-sacred-heart.ac.jp メールアカウントに送信します。所定の項目に入力し必ず回答してください。



## IV 施設の利用

正門・南門・北門の開門時間  
6:30～22:30

## 保健センター

### 1. 健康管理

保健センターでは、保健師・看護師により、応急処置・健康相談・健康教育・病院紹介などを行っています。

※ 変更がある場合は USH-Cloud（学生向けページ）保健センター HP にてお知らせします。

| 各種診断・相談                       | 診察・相談日 / 時間                                                     |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 内科医による<br>健康診断                | 水曜日 12:30～14:30<br>診察やクラブ合宿等に必要な健康診断を行っています。                    |
| 精神科医による<br>メンタルヘルス<br>各種相談・診察 | 水曜日 15:00～17:00 ※ 要予約                                           |
| 婦人科                           | 前期 6月27日(金) 12:00～14:00 ※ 要予約<br>後期 11月14日(金) 12:00～14:00 ※ 要予約 |
| 女性の体健康相談                      | 適宜 要相談                                                          |

※ 感染症の報告や保健センターへの連絡は、Sophie トップ画面「保健センター」質問・連絡フォームへ入力してください。

### 2. 定期健康診断

学校保健安全法により、毎年全学生に定期健康診断を行っていますので、必ず受診してください。健康診断の結果、必要がある学生には、再検査の実施・専門医の紹介を行っています。

### 3. 各種健康診断証明書の発行（20 ページ「証明書等の発行」参照）

当年度の健康診断証明書を証明書自動発行機から発行しています。提出先から指定された用紙に記載を希望の方、英文の証明書を希望の方は、保健センターにご予約ください。

※ 本学の健康診断を受けていない方には発行できません。

※ 不明な点がある場合はお問い合わせください。

### 4. サポートカードについて

怪我や病気により一時的に歩行、移動が困難な方は、学生生活課あるいは保健センターにご相談ください。

必要に応じて「サポートカード」を発行します。

## 学生相談室

学生相談室では、学生がより充実した大学生活を送るために必要なガイダンスとカウンセリングを行っています。学生は、自分の性格、人間関係、精神衛生、家族の事、学業、進路、その他直面するどんなにささいな問題でも相談ができます。USH-Cloud や大学公式 WEB サイトからカウンセリングの予約ができ、対面だけでなくオンラインや電話での相談も受け付けています。特別な支援のニーズを持つ学生への支援も全学支援体制の一環として行っています。カウンセラーは、臨床心理士／公認心理師の資格をもち、相談内容に関して秘密を守り、継続して相談を受け、学生の援助をします。また、1人でゆっくり過ごしたい人の為に、談話室も併設しています。この他、相談室では心理テストの実施、各種ワークショップも開催しています。ワークショップは、新入生向けに、フレンドシップWSを、1年次センターとの共催で学習にまつわるWSや時間管理WSなどを開催します。また、全学生向けにクリスマスWSも企画しています。

場 所 1号館3階

開室時間 10:00～17:00（談話室 10:30～16:30）

### カウンセリング予約の流れ

- ・ 開室時間中に直接来室してください。
- ・ USH-Cloud「学生相談室」の「相談の申し込み」から、もしくは大学公式WEBサイトの「健康サービスセンター」→「学生相談室」から申し込みます。（ID とパスワードが必要）



USH-Cloud（学生相談室）

### ワークショップ申し込みの流れ

USH-Cloud「学生相談室」の「ワークショップの申し込み」から申し込みます。（ID とパスワードが必要）

### 学生相談室の X（旧 Twitter）と Instagram

週1回程度、お知らせやメッセージを発信しています。



X



Instagram



## 施設の利用

### 教室その他施設の使用

事務局の夏期一斉休暇、冬期休暇、入試による入構禁止期間は、構内に立ち入ることができません。詳細な期間は各掲示等で随時ご確認ください。

教室、体育施設（テニスコート・体育館・ゴルフ練習場）、パレス、マリアンホールその他の学内施設は、課外活動団体等で使用することができます。体育施設を除き、個人として教室その他を使用することはできません。体育施設の使用を希望する学生は、体育館事務室に問い合わせてください。

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 体育館事務室 | 月～金 10:20～17:20<br>土・日・祝日 閉室（※長期休暇は不定期） |
|--------|-----------------------------------------|

### 課外活動団体等の施設使用

詳細については USH-Cloud（学生向け）内の Student Life を参照してください。

- 大学の授業および通常の業務に支障のないように使用してください。違反した場合は、施設および教室の使用を停止または禁止することがあります。特に、マリアンホールの使用について違反した場合、公演ができなくなることがあるので注意してください。
- 学内施設、備え付けの備品、機械、器具等を破損、紛失した場合は、ただちに学生生活課に届け出て指示を受けてください。
- 教室やマリアンホールの壁や備品などを傷つけたり破損した場合、それ以降の使用を禁止することがあります。

## エレベーター等

学生は、3号館（南側・マリアンホール寄り）および4号館のエレベーターを使用できます。1号館および3号館（北側・テニスコート寄り）の教職員用エレベーターは原則として使用できません。怪我等特別な事情により教職員用エレベーターの使用を希望する学生は、事前に学生生活課に申し出てください。また、教職員用お手洗い（管理棟1階、1号館1階メディア学習支援センター横、3号館2階）は、原則として学生は使用できません。

## コピー機（4号館 BE\*hive・3号館2階・図書館・キャリアセンター・1年次センター・情報企画推進課）

学生が使えるコピー機は、標記の場所に設置されています。現金※<sub>1</sub>（硬貨、1,000円札のみ使用可）または「学内共通コピーカード」※<sub>2</sub>で利用できます。「学内共通コピーカード」は、3号館2階学生生活課前コピー機脇の券売機、図書館（券売機2台）で購入することができます。なお、図書館内設置のコピー機3台および3号館2階学生生活課前、情報企画推進課、1年次センター（1年次生専用）ではカラーコピーができます。

※<sub>1</sub> 情報企画推進課内のコピー機は現金の場合、硬貨のみ使用可能です。

※<sub>2</sub> 4号館 BE\*hive 内のコピー機は現金のみ使用可能です。

※ キャリアセンター内のコピー機は、無料で利用できる「タダコピ」です。

次の3つが無料でできます。

①コピー②プリントアウト③スキャン

\*①②の裏面は全面広告になります。

\*②③はご自身のUSBメモリをご用意ください。

用途は問いませんので、気軽にご利用ください。

※ 図書館のコピー機は著作権法第31条で認められた図書館資料の複写を行うために設置されたものであり、それ以外の目的で使用することはできません。

## プリントサービス

パソコンからの印刷方法については、USH-Cloud（学生向けページ）の「学内システム・アカウント・パソコンなどに関する情報」の「プリントサービス」を参照してください。

## 学生食堂

営業時間 食堂 月～金 11：30～14：00

土 11:30 ~ 13:20

長期休暇中については、通常と異なるので注意してください。

メニューは、USH-Cloud 内 Student Life に掲載されています。

コンビニエンスストア 月～金 8:00～18:00

土 8:00 ~ 13:00

長期休暇中は営業しません。

4号館学生食堂（カフェ La Mensa Jasmin）

営業時間      ランチ      11:30～15:00 (ラストオーダー 14:30)

カフェ 15:00～16:30 (ラストオーダー 16:00)

ディナー 予約のみ

現在 水曜 定休日

学生証を提示すると割引（100 円）が受けられます。

メニュー等は、USH-Cloud 内 Student Life や、カフェのホームページ等に掲載されています。

宮代会館（同窓会館）

会館地下1階事務室では、宮代ショップで扱っている商品の一部や不二農園のお茶、クッキー等を通年販売しています。また、各流派の茶道・華道・書道・フラワーアレンジメント等のお稽古が充実しており、学生の参加も可能です。

開館時間 月～土 10:00～16:00

(除 4月27日～5月6日、8月1日～8月20日、12月21日～1月5日)

この度宮代会では「制服リユース」を始めます。不要になられた制服がありましたら会館事務室までお持ちください。

## 宮代ショップ

宮代ショップでは、大学名のロゴ入りグッズや文房具、卒業論文用バインダー、卒業式用白手袋、就職に必要な履歴書、日用品の販売又宅急便等を扱っています。

キャッシュレス決済も可能になりました。

営業時間 月～金 10:00～13:30、14:30～16:20

ショップ休業中については、宮代会館事務室にて対応いたします。

## 個人ロッカー（学生生活課）

ロッカー（学部生用・有料）使用希望者は、学生生活課に願い出て、鍵を受け取ってください。

ロッカーの使用にあたっては、次のことに充分注意してください。

- ①ロッカーの共有や交換は禁止です。
- ②ロッカーの鍵は盗難防止のために必ずかけてください。
- ③ロッカーの故障、鍵紛失の場合は、速やかに学生生活課に届けてください。
- ④卒業時には学生生活課の指示に従い返却してください。
- ⑤自己都合による解約、退学の場合は、ロッカーの中を空にし、学生生活課で返却手続きを行ってください。ロッカー使用料は返金しません。

## グローバル共生研究所

グローバル共生研究所は、2017年4月に設立された本学の附属機関です。

### ビジョン

1. 地球を共有する人類の一員として世界と地域を視（み）、
  2. 世界と地域の人々と積極的に交わり、
  3. 持続可能で平和な世界の実現を目指して、グローバルあるいはローカルな諸課題に主体的に関わることのできる、広い視野、感受性、柔軟性および実践的な行動力と深甚な知性を持つ、
- そのような人間を育成するために、必要な研究や教育を行います。

#### 4号館 / 聖心グローバルプラザ

4号館（聖心グローバルプラザ）を拠点に、市民団体や国際機関などと連携・協力してグローバル共生に関する講演会、ワークショップなどの学びを、本学学生を始め、高校生、地域の方々など多くの方々に提供・共有しています。

#### BE\*hive（ビーハイブ）

4号館 / 聖心グローバルプラザ1階には「BE\*hive（ビーハイブ）」と名付けられた展示・ワークショップスペースがあります。“BE”は「存在する人間」、 “hive”はハチの巣を意味し、“人間存在が育まれる空間”としました。世界のさまざまな課題、SDGs等の中からテーマを選定し、展示を行っています。皆さんが「良質な問い」と出会い、知性を磨き、課題の解決に向けた活動に繋がるよう研究所は応援しています。

開館時間 月～土 10:00～17:00（日・祝日 休館）

展示のテーマは定期的に変えています。最新の情報はグローバル共生研究所ホームページで確認してください。

イベント情報もグローバル共生研究所ホームページに掲載しています。

**聖心女子大学**  
**グローバル共生研究所**  
Sacred Heart Institute for Sustainable Futures [SHISF]



◆『学生生活ハンドブック 2025』についてのご意見・ご感想◆

学生の皆さんにとってより便利なハンドブックを作成するために、  
以下アンケートへご協力ください。

<https://forms.gle/XwNW7sX9HTnScXiEA>



## 学生生活ハンドブック 2025

---

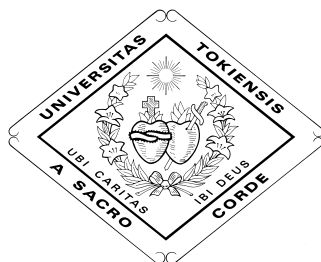
2025年4月1日 印刷・発行

〒150-8938 東京都渋谷区広尾4-3-1

聖心女子大学

電話 03-3407-5811 (代表)

<http://www.u-sacred-heart.ac.jp>



## 校章

中央の二つのハートは、キリストの<sup>みこころ</sup>聖心と聖母マリアのみ心のシンボルです。左の<sup>いはら</sup>茨に囲まれたハートは人びとを救うために苦しめられたキリストの愛を象徴し、右の<sup>つるぎ</sup>剣に貫かれたハートはキリストとともに救いの業に関わられた聖母マリアのみ心を表しています。

二つのハートを囲む百合の花は清らかさのシンボルです。

<sup>ウビ</sup>UBI <sup>カリタス</sup>CARITAS, <sup>イビ</sup>IBI <sup>デウス</sup>DEUS「愛といつくしみのあるところに神います」は、本学のモットーです。

